

第百四十二回 参議院 国土・環境委員会 會議録第十五号

平成十年五月二十八日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

五月二十一日

辞任

景山俊太郎君

山本 一太君

菅野 久光君

五月二十二日

辞任

下稲葉耕吉君

峰崎 直樹君

五月二十五日

辞任

泉 信也君

水野 誠一君

五月二十六日

辞任

木暮 山人君

五月二十七日

辞任

青木 薪次君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

補欠選任

下稲葉耕吉君

山崎 正昭君

峰崎 直樹君

補欠選任

坂野 重信君

菅野 久光君

補欠選任

木暮 山人君

奥村 展三君

補欠選任

泉 信也君

補欠選任

村沢 牧君

関根 則之君

岩井 國臣君

上野 公成君

小川 勝也君

福本 潤一君

緒方 靖夫君

太田 豊秋君

鴻池 祥肇君

国務大臣

建設大臣

政府委員

環境庁長官

国土庁計画・調整局長

建設省建設経済局長

建設省住宅局長

事務局側

常任委員会専門員

説明員

厚生省生活衛生局企画課生活化学安全対策室長

内田 康策君

八島 秀雄君

清水 達雄君

鈴木 政二君

永田 良雄君

岡崎トミ子君

菅野 久光君

荒木 清寛君

村沢 牧君

泉 信也君

奥村 展三君

山崎 正昭君

力君

野村 瞭君

河出 英治君

五十嵐健之君

小川 忠男君

八島 秀雄君

内田 康策君

清水 達雄君

鈴木 政二君

永田 良雄君

岡崎トミ子君

菅野 久光君

荒木 清寛君

村沢 牧君

○委員長(関根則之君) ただいまから国土・環境委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る五月二十一日、景山俊太郎君及び山本一太

君が委員を辞任され、その補欠として下稲葉耕吉君及び山崎正昭君が選任されました。

また、去る二十二日、下稲葉耕吉君が委員を辞任され、その補欠として坂野重信君が選任されました。

また、去る二十五日、水野誠一君が委員を辞任され、その補欠として奥村展三君が選任されました。

また、昨二十七日、青木薪次君が委員を辞任され、その補欠として村沢牧君が選任されました。

○委員長(関根則之君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

建築基準法の一部を改正する法律案の審査のため、来る六月二日午前九時から、高崎市長松浦幸雄君、東京大学工学系研究科教授神田順君、鹿島建設株式会社設計エンジニアリング総事業本部企画部長坪内文生君及び日本福祉大学情報社会科学部教授片方信也君を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(関根則之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(関根則之君) 建築基準法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○福本潤一君 公明の福本潤一でございます。建築基準法に関する質問をさせていただきます。今回の改正が、三年前の阪神・淡路大震災でかなりの倒壊住居等があったことも一つの遠因といえますか原因になっているということでございます。

ます。阪神大震災で、特に木造住宅の倒壊による圧死者がかなり多かったということでございます。また、火災も発生したということで、本法案の中身にかかわる前に、建築物の中にある有害化学物質の話若干質問させていただければと思います。

あのとき猛火といいますが、大変な火災が発生したわけでございます。あのとき起こった火災の規模でダイオキシンというものが、塩化ビニール等々で発生するわけでございますが、どの程度の量が生じたか、グラムで言っていたかどうかと対応を同様な火災が生じた場合にどうか。その前に、今回どういふ対応をしたかということも含めてお伺いしたいと思います。

○政府委員(野村瞭君) お答えを申し上げます。御指摘のように、火災との関係もあつたかと存じますけれども、私どもとしては、震災に伴いまして大量に発生しました廃材等の処理の際に一部地域で緊急避難的に野焼きが行われたことは御記憶にあるかと存じます。この際、お話しのようにダイオキシン類の発生も懸念をされたということでございまして、環境庁といたしまして、野焼きが行われておりました場所の周辺地域においてモニタリング調査を平成七年の二月から三月にかけて実施いたしました。またその後、簡易焼却施設の周辺においても同様な環境調査を行つていくわけでございます。

その結果を簡単に申し上げますと、ダイオキシン類につきましては、野焼きを実施いたしました地点の周辺での大気中の濃度、ダイオキシンについてでございますけれども、一立米当たりゼロから二・三ピコグラムの範囲にございまして、これは我が国の都市地域のダイオキシンの環境濃度の範囲内であったわけでございますが、比較的濃度

の高い地点におきましては、やはり野焼きの影響を受けていたのではないかと考えております。

また、簡易焼却施設周辺の大気中のダイオキシンの濃度については、ゼロから〇・九ピコグラムの範囲でございまして、これも我が国の都市地域のダイオキシンの環境濃度の範囲内にあったかと考えております。

このような結果を受けて、環境庁としては厚生省に對しまして、震災の廃棄物の処理に当たっては環境保全に十分配慮して適正に処理されるように申し入れをいたしまして、厚生省の方では近隣の焼却施設の計画的な活用等によりまして、適正な処理に最大限の努力を行うこと等を関係自治体に指導いたしたところでございます。

今後、同様な震災が生じた場合におきましても、関係省庁と連携をとりまして、環境モニタリングの実施など有害物質の発生等による二次災害の未然防止に必要な措置をとってまいりたい、そのように考えております。

○福本潤一君 私が開いたのは、建設廃材の処理という形でダイオキシンの量じゃなくて、あの時点で屋内にかなりの塩化ビニール製品等々ある、その中で、学者で試算している人がおられます。その試算の結果、例えば一戸当たりの住居から八百度以下だったらダイオキシンが発生するということならば、どの程度のダイオキシンが発生したのかという試算ができるわけです。大規模火災のときにそういう形の試算ぐらいいはやっておいただこうと思つて、これを私は厚生省に投げたつもりでしたけれども、厚生省じゃなくて環境庁でした。

焼却炉関係の詳しいデータがあると思うので、厚生省がおられたらその返答をお願いできればと思います。廃材じゃないんです、焼けた当時の火災の中でどの程度ダイオキシンが発生したかということ。

○説明員(内田康策君) 申しわけございませんが、先生のお申し越しの件、ただいまの時点で確認いたしましたので、持ち帰らせていただきます。

と思います。

○福本潤一君 これは焼却炉等、例えば今回の予算で二千億近く、また補正予算で八百億近くですが、今回焼却炉関係で厚生省はダイオキシン対策に充てられていまして、そういう意味でも焼却炉だけじゃなくて、八百度以下で発生したときに普通の火災でもダイオキシンは発生しているという結果をかなりの学者は言っておりますし、データもかなり出ておりますので、ぜひともきちっと調べて、また次の委員会等で報告していただければと思います。

さらに厚生省に、今回、国立医薬品食品衛生試験所というものがホルムアルデヒドの室内濃度に関する実態調査を中間報告されて、私も資料をいただいたわけでございますが、この中身を伺おうと思つておりましたが、あつという間に時間がなくなりましたので、中身は結構ですので、シックハウス症候群に対して、対策は厚生省としてどういうふうにとられるかということを手短にお願いたしたいと思います。

○説明員(内田康策君) シックハウス、お尋ねの件でございまして、昨年六月に、快適で健康的な住宅に関する検討会議健康住宅関連基準策定専門部会化学物質小委員会におきまして、室内空気中の化学物質による健康被害の防止に必要な指針とその策定に当たつての基本的な考え方について報告が取りまとめられ、室内空気中のホルムアルデヒドの濃度を指針値として、三十分平均値で一立方メートル当たり〇・一ミリグラムという値を提案していただき、公表したところでございます。

さらに、関係省庁、関係業界、学識経験者等から構成された健康住宅研究会の取り組みに参画いたしまして、本年四月にはホルムアルデヒドの指針値を盛り込んだ設計施工ガイドライン等を本研究会が作成したところであり、このガイドライン等につきましては地方自治体を通じて全国の保健所等に配付するなどの情報提供を行ったところでございます。

さらに、化学物質による室内空気汚染実態につ

いて把握するため、平成九年度から国立医薬品食品衛生研究所、全国の地方衛生研究所等の協力のもとに実態調査を行うとともに、厚生科学研究により化学物質過敏症に関する研究を実施しております。

今後とも、汚染実態及び発生源等の把握に努めるとともに、関係機関と連携しながら必要な対策を講じてまいりたいと思つております。

○福本潤一君 このホルムアルデヒドにかかわるシックハウス症候群というものが現実には新築住宅でかなり問題になっていまして、さらには、阪神大震災におきまして、住宅を建てた後、その新築住宅に入つたときにそういうシックハウス症候群にかかつておられるという方まで出られているということですので、今後、この問題に詳しく入る時間的余裕はありませんけれども、住宅室内の有害化学物質の濃度基準というものをつくつてきちつと法定化していつていただきたいということ要望しておきまして、これは返答要りませんので、次の機会までまたこの検討をしておいていただければと思います。

早速、建築基準法の中身の質疑に入らせていただきますけれども、阪神大震災は先ほど申しましたように木造住宅による死者並びに火災による死者等というのかなり多かったという現実でございます。そのときに建物が耐震設計、大震災が起る以前にはなかなかそういう、想定していた以上の地震が起つたということもあると思つて、今後耐震補強工事というものが、例えば関東地方も今後大きな地震が起るんじゃないかと

言われておりますので、助成制度とかそういうものが対応として必要になってくると思つて、現在やっております内容、また今後どういふような対策を考えておられるかをお伺いします。

○政府委員(小川忠男君) 阪神・淡路大震災で五十一万棟に及ぶ被害が生じました。正確な工法別の被害状況については掌握いたしておりませんが、ただいづれにいたしましても、いわゆる木造建築物に圧倒的に被害が大きかったというのは御

指摘のとおりだと思います。

それで、平成七年の十二月でございますが、建築物の耐震改修の促進に関する法律を制定していただきました。努力いたしております。基本的には、通常の住宅については一定の要件を満たせば住宅金融公庫の金利を安くするということ。それから、大規模な建築物で部分的に耐震改修をしようとした場合に一番ネックになりますのは、いわゆる既存不適格があつた場合にはそれをすべてきちつとしないで大規模な改修を認めないというのが基準法の建前でございます。したがって、耐震改修だけをとり出してやろうと思つてもほかに大きな違反という既存不適格があると手がつけられないという現状がございましたので、この法律で少なくとも耐震改修に限つてはほかの既存不適格には目ををつぶる、とりあえず耐震改修だけやつてくださいというふうなことで手だてをいたしました。

実績でちよつと今思ひますのは、個人の住宅というのはいさや非常に難しい。ただ、実績を見ますと、この法律では学校でございましてとか大規模な建築物についてはそれなりの成果は上がつております。したがって、むしろ戸建て住宅についてこれからどうするかというの、法律制定ということにとどまらないで、もう少し知恵が必要なのかなというの、今日時点で若干問題意識として持つております。

○福本潤一君 現行制度でさまざまな不備が起つておるがゆえに今回一部改正という形になつたんだらうと思つて、大型のあいう大地震が例えば関東で起つたというときには、ぜひともきちつとした対応ができるように整備していただきたいと思つております。

今回、建築基準法ですけれども、従来、建築施工主、また市当局の方々の意見を聞きますと、ざる法だつたという言い方まで起つておるわけでございます。制定から半世紀が過ぎているという現在でございますので、このざる法の中身のさまざまな点を改正でうまく行き切るのかどうかとい

うところが今後の問題になってくるだろうと思います。

ここで今回、建築確認の中間検査というものを取り入れられたということでございます。特定行政庁というものが規模とか用途などを限って指定するということになっております。すべての建築物に対して中間検査を実施するようにしたらどうかと思っておりますが、この点について御意見を伺いたいと思っております。

○政府委員(小川忠男君) 今回改正をお願いしております基準法の中で、中間検査制度というのは、今までの基準法体系の物の考え方からしますと非常に大きな変革点の一つだと思っております。というのは、御承知のように建築確認というのはペーパーでの確認でございますので、実物に着目して工程の途中に検査が入るという概念が実は今まで基準法体系には全くなかったわけでございます。

ただ、中間検査制度創設をお願いして、率直に申し上げますと、現在の行政の執行力といえますが執行体制という実力を前提にいたしますと、相当思い切ったところまで結果として踏み込んだというのが実感でございます。

といえますのは、結果として、行政側の、執行側の實力を考えると、千八百人というのが建築主事の総数でございます。したがって、言わなければ工事完了検査が三三%しか行われていないという現実から出発したときに、中間検査というのはきつとした建築物をつくり管理するための極めて有力な手段だと私も思っています。思いますが、現実そこまで行き切れるのかという實力見合いの制約というのは行政庁としては考えざるを得ないという制約がございます。

したがって、私も結局考えますのは、外部検査としての中間検査という制度を創設する一方で、現在既に制度としてございます言わなければ内部監査、内部検査という設計士による工事監理というものについて一度体制を引き締め直した上で、それを車の両輪として体制を整えたいというふうな思いがございます。

その意味では、中間検査についてむしろ今回は思い切ったところで踏み込んだことが担当者としては力の限界であったということでございます。すなわち、お許しをいただければ、そういう意味での中間検査、公共団体ともども創設された制度の運用で頑張る一方で、工事監理にも一回括を入れるというところで対応していきたいと考えております。

○榎本潤一君 そのところ、力の限界がここであつたということで、全部に適用はできなかった。民間委託できるようにした、民間確認検査機関が現実には建築確認できるようにした。ただ、すべての建築物に対して中間検査を実施すべきではないかという私の質問に対して、ここまでは限界だつた。限界だつた、どういうことでしょうか。具体的には何が限界だつたのか、ちよつとよくわからないです。

建設省が今回法案を出してこられて、こちらでストップしようと思われたんではないけれども、他省庁のかかわり、民間業者、民間委託するといふ形でもいろいろなシステムを取り入れられるわけでしょうけれども、どこがどういふところとおつかつて限界になつたのかというのをちよつと教えていただければ。

○政府委員(小川忠男君) 中間検査ということになりますと、年間百万件という建築確認がございますので、百万件の建築物に対して、行政にせよあるいは創設された民間確認検査機関にせよ、現地に足を運んで中間段階の工程を本当にチェックできるのかという現実上の問題がございます。どのくらいのマンパワーを投入できるのかというの切実な問題として直ちに直面するわけでございます。

したがって、先ほど力の限界というふうなことを若干不足らずで申し上げましたが、もし民間確認検査機関が私どもの意図しているような形で創設され、行政と民間を含めた執行体制にそれなりのマンパワー的な余力が生ずれば、中間検査の対象を段階的にふやしていく。結果として、相

当程度の建築物に対して何らかの形で中間検査が入るといふ運用上の手だてを講ずればよろしいわけでございます。それを實力がない状況のもとで、制度として必ず中間検査を全部につけてやるという切つた途端に、現在完了検査はそうなっているわけですが、三五%の二の舞を踏むということは担当者として考えざるを得ないといふふうなことで、先ほど申し上げさせていただいたわけでございます。

○榎本潤一君 そうしますと、力の限界というよう行政判断で今回はすべてをしないということ、今後行政が具体的に進展するに際して増加していく、さらに増加していくことになるということとはわかります。今回は、民間の方を委託できるようにある程度育成するというような指向性の中でこの法律改正があつたといふふうな受けとめさせていただきます。

そうしますと、新築住宅に住んだ人たちのテレビ報道を見ていると、よく欠陥住宅といふのが出てきます。建築確認できちつとやってうまくいったおれば欠陥住宅にならないはずだと思つていますが、欠陥住宅といふふうなことが判明した、そういうところに住んでいる人のテレビの映像が結構出てきます。完成後ということになると、こんな家は嫌だ、契約解除したいといふようなときでも契約は解除できないという現実があります。

そうしますと、PL法という製造物責任法というのがあります。ほかの財産とかですとこの物件はちよつと問題あるぞといふことになりませんが、不動産の場合は適用をしないといふ現状があります。消費者保護という意味では非常に大きな金額の買ひ物が欠陥でどうしようもないという現実が起つてくる。ならばPL法を適用しろとはいひませんが、PL法と同等の対策を何か建設省できちつと考えた方がいいのではないかとと思ひますが、その点よろしく願ひします。

○国務大臣(瓦力君) 榎本委員から消費者保護の観点から欠陥住宅について御質問がございまして、確かに、生涯におきましても一度か二度の買

い物でございまして、これは大変重要な観点と存する次第でございます。

欠陥住宅が国民の健康でありますとか生活の基盤を脅かす重大な問題である、かように認識をいたしておきまして、今ほど住宅局長の答弁にもございまして、中間検査制度の創設など今回の建築基準法の改正に新たな建築規制制度の構築を進めまして、欠陥住宅と言われるものがなくなるように根絶に向けて全力を挙げていくことが大切である、かように考えております。さらに、最長十年の保証を行う住宅性能保証制度等の充実など、欠陥住宅を防止するための総合的な対策を推進してまいりたい、かように考えております。

消費者保護の観点から、住宅及び建築にかかわる法体系全体のありようにつきまして大改正ということで今お願いをしておるわけでございますが、本格的に検討すべき時期に来ておるのではないかと、こういう感じを持っておる次第でございます。

○榎本潤一君 今後の対策に応じてPL法同等となるまで進めていただくことを望んでおきたいと思ひます。

特に、建て売り住宅という場合は、現実に建てて進行している段階で中身を全然見ないで外回りだけ見て買う。それがとんでもない家だつたといふことが起こります。大都市近辺で一軒家といふのはなかなか買ひにくくなつていまして、しかも、さらに郊外へ行つてやつと買った夢のマイホームが建て売りだといふケースはかなり多々ございます。施工主として、建築主として自分でやることは今回の建築基準法でかなりの対応ができるようになってくるかと期待しておりますが、そういう建て売り住宅の販売のときの問題、こちらにも対策を講じていただきたいというふうな要望しておきたいと思ひます。

引き続きまして、阪神・淡路大震災に戻りたいと思ひますが、倒壊また火災の後、その中で違法建築物といふのが建築されていく。具体的には、建築確認等々する余裕がない非常事態ではあると

いう中で行われているわけですが、その建物のうち六割が違法建築だという報道がされたことがあります。

連続してまた次に同じような地震が起こるという形にはならないことを望んでおりますが、そういう被災地の違法建築というものに対してはどういうふうな考え方をとっておられるのか、これをお伺いしたいと思います。

○政府委員(小川忠男君) 阪神・淡路が極めて特異な事例だろうと思いますが、一般的に被災の前であるが後であるがやはりきちっとした基準は守っていただきたいというのが率直な気持ちではございます。ただ、阪神・淡路の事例に即して申し上げますと、六割かどうかは承知いたしておりませんが、相当程度違反があったという話は聞いております。

ただ、被災直後の状況を申し上げますと、やはり何をさておいても被災者の生活再建を急ぐという異例の事態のもとで、しかも行政側の対応もあらゆることを一気にしなければならぬということと、建築職員につきましても、平成七年度、八年度両年にわたりまして全国から二百二十人の応援体制をお願いいたしまして、神戸に集結していただいたということでやりましたわけでございます。平成六年度までの確認件数は七千件余りであるのに対して、七年度、八年度、被災後は一年当たり二万二、三千戸という形で、三倍近くの件数にはね上がったということでございます。

そういうふうなことから、やはり行政側としては、極めて悪質なものを別といたしますと、ある程度黙認せざるを得ないものはやむを得なかったという、なかなかオープンには言いにくいような現実が、しがらみがあったというのもある程度私どもとしても理解せざるを得ない状況だと思えます。

ただ、幸いにして、あれだけの大災害だったわけですが、かなり現地も落ちついてきていますし、現段階ではきちっとした行政運営が行われているというふうには思っております。極めて異例の事態

における異例の行政運営をしばらく行わざるを得なかったという状況じゃないかと思えます。

お答えになったかどうかわかりませんが、申しわけございません。

○福本潤一君 非常事態のときの話をさせていだいたわけでございます。ただ、建築基準法自体が、平常時において日本全国さまざまなところで建築確認を行う、その執行体制において、非常時にはないのにさる法だったという言われ方をしておるわけです。それで、今回執行体制を改善していく。

ただ、この法律ができてもう五十年余りたつておる。では、その間何でそういう状態をわかつておきながら民間に移行せずに、今回少し改善しよう。その間放置していた理由、そこは何でかと。例えばパブルの前であらうと二十年前であらうと同じ改正ができたわけで、どうしてその時点では放置していたのか。これは平常時の話ですので、はっきりお答えいただければと思います。

○政府委員(小川忠男君) 担当局長として一言申し上げたいと思いますが、私もいろいろな意味で基準法が目に見えやすい法律であるということいろいろな評価をいただくわけでございます。例えば阪神・淡路の被害状況を見ておりましても、私どもは実感として、基準法は極めて被災に対して威力を、十二分に効果を発揮したというふうな感じは、世の中一般の受けとめ方と違ひまして実感として持っております。

といひますのは、やはり五十六年の改正の規定が相当程度守られていて、新しい基準法の耐震基準にのっとって現実には建築物が建てられていて、被害が極めて少なかった。耐震基準以降のものについて確かに被害が生じたが、それは残念ながらどこかに手抜きがあったというふうなものも若干あったということでございます。

したがって、申しわけございませんが、認識の問題として若問言われているほどの話ではなくて、私もそれなりの効果のある法律だと思っております。ただ、あえて一言申し上げれば、今

までの建築基準法の運用の努力というのは、やはり常識的な意味における行政の枠組みを大前提とした上での努力であった。

どういうふうなことを言っているかと申し上げますと、現実にはマンパワーを通じて法律を執行するわけでございますが、非常に専門性の強い行政分野でございます。したがって、右から左へと直ちに担当できる制度ではございません。それで、建築士という制度がございまして、いろいろな意味で公共団体にも体制強化をお願いし、あるいは特定行政庁の数もふやしてまいりました。ま

いりました。日本建築の着工動向というものは年間百数十万件、恐らく世界にも例を見ない高密度の建築が行われている国柄でございます。そういうこともあつて、常識的な行政の枠組みを前提とした体制では、やはり現実の必要量に追いつき切れなかつたというのが率直なところだろうと思

います。それに対して、世の中の流れも変わってまいりました。国際協調、規制緩和、民間活力、いろいろな状況があつて、ようやくとやうと語弊がございしますが、行政だけがというところにある程度踏ん切りをつけて、思い切つて民間の力をお願いしながら、官民合わせた全体としての執行体制の再編成を図るべきだということに私も自身の考え方も到達したし、あるいはそれを受け入れるだけの社会的あるいは行政的な環境が整つたというのが、極めて抽象的で恐縮でございますが、実態だろうと思ひます。

要するに、民間に確認検査をお任せする、それが行政は違反摘発、町づくり、そういう分野に全力をかける。そういうものを思い切つて構築できる状況に恐らく世の中はなつてきたということにやないかと私は思つております。

○福本潤一君 関連の質問をしたいわけですが、時間がなくなりそうです。

いひのはまた別個のときにお伺いさせていただくとして、百五十万件ということで日本は非常に多い。この中には、日本の住宅はウサギ小屋だとか、一時ありました、狭い。また、箱庭のようにつくつては倒し、つくつては建てかえというようなことも何つたことがあります。ですので、百五十万件が多いという背景もまた聞かせていただきたいとは思ひますが、これはまた次の機会にさせていただきます。

今回のメインになるのかなと思ひますが、民間で確認検査機関、こういうものを今回、これも規制緩和の一つになるだろうと思ひますが、規制緩和とかはともあれ、どういう方針でどの程度の民間団体の数が見込まれるかというのを考えておられれば教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(小川忠男君) 何分にも新しいというか、本邦初演の試みでございますので、今の程度と数字でお答えするのは御勘弁いただきたいと思ひます。ただ、民間を使つてということは一つには民間確認検査機関同士で適正な競争が行われるマーケットが形成されるというのが一つの理念形としてあると思ひます。したがって、エーザーの立場からすれば、二つ三つのうちから確認検査機関を選択できるような状況というのが一つの考え方としてはあるのだらうと思ひます。

その意味では、どの程度の密度で確認検査機関がというの、東京と田舎ではかなり違ひと思ひますし、それから決定的なのは、私どもの頭の中には民間確認検査機関を基準法で創設いたしました。が、恐らく二十一世紀には民間確認検査機関が担当する守備範囲、業務というのは、単なる確認検査だけではなくて、いろいろな意味での住宅、建築物の評価をするあるいはメンテをするということに業態が拡大していくと思ひます。そういうことを相当程度長期的には視野に入れて私ども制度を創設しておりますので、立ち上がりはいろいろ難しい点があるかと思ひます。

繰り返してございしますが、やはり適正な競争が行われるマーケットが形成されるということを物

の考え方の基本に置きたいと思ひます。

○福本潤一君 私はまだ、この法案で民間開放した場合にどの程度が見込まれるということ、を、例えば第三セクターにしたかどうか、いろいろ検討するのかもしれないと思ひましたけれども、同じような状況のときに、こういう民間が指定確認検査機関に新たになれるというときに、見込みというのを全然試算しないでこういう法律をつくるものかどうかが、そこを教えてくださいませんか。

○政府委員(小川忠男君) 見込みというのは、通常の改正ですと御指摘のように普通はそれなりの数字を懐に入れるというのが実態だと思ひます。ただ、今回建築基準法の改正を担当させていた

だきまして、例えば性能規定もそうだし、民間開放もそうでございますが、率直に申し上げまして、今までの流れの中とこれから展開する行政の枠組みとは断絶がございます。要はどういうことかという、今までのそれなりの機運があつて一歩を進めて改正するのではなくて、やはり将来を見越した上で大きな枠組みを提示して、それに向けていろいろな体制を少しずつ整備していくというアプローチになつております。その意味では、今回御審議をお願いしております基準法というのは、通常の部分的の一部改正と大分趣を異にしているというのには実感としてございます。

その意味では、普通でしたらこの程度は予定してありますと恐らく役所としては答えると思ひますが、今回のお話についていへば、行政と並行して、行政も確認検査を行う一方で民間にも開放するという二段構えの枠組みをつくつたというの、今申し上げましたような背景があつた上での話でございます。その意味ではなかなかお答えしづらいんですが、一般的には数字は準備いたしますが、今回は先ほどの話で御容赦いただきたいと思ひます。

○福本潤一君 とはいへ、ざる法の先ほどの認識で差があつたところで、やはりそのことが結果として後を引いているのかなと思ひます。

結局、年間百五十万件も基本的には建築確認を

しないといけない。つまり、百五十万件確認するときに行政の人数がこんなに少ない、それで現実には建築会社にとってはとんでもない日数がかつて戻ってくる。施工主にとつてもそうです。ですから、そこでざる法だと世間では言われておるわけです、その差が余りにも、チェックし切れな。それで民間に委託するということになりまして、その差でどの程度という見込みはやはりきちつと、やつておられたのに言えないのか、やつていないのか知りませんけれども、きちつと数を検討の中に入れてやつていただくように、どの程度の期間にするかということがそれに響いてくるわけですから。

それとの関連で、建築士事務所というのをまだ建設委員会とときに議員立法で出した記憶があつて、また通りましたけれども、一つの同じ会社の中に一級建築士が入つていてもやる場合と、そうでない世界で一級建築士がやる、建築事務所で受けて値段を決めていただくという形である場合との違いと、今回の改正は関連があるかどうかというのを少しお伺いさせていただければと思ひます。

○政府委員(小川忠男君) ちよつと御質問の趣旨、正確には受けとめ切れたかどうか自信がございませんが、一般的に建築士が設計をして全く別の会社が施工する、設計と施工が分離されているというふうな形態と、設計、施工がワンパッケージになつていて施工会社の中の設計士が担当しているというケースと観念的には両方ございます。恐らくこれは国柄によつても大分違います。ドイツのように設計、施工が完全に分離されているところもあれば、日本は恐らくどちらかといえば請負人、例えば私どもが家をつくる場合にも大工さんにすべてお任せするというふうな意味で設計と施工がワンパッケージになつていてケースが多いと思ひます。

建築基準法というものを考える場合にも、特に工事監理で問題になるわけでございますけれども、ワンパッケージになつていくときにもやはり建築士としてけじめをつけた上で責任を全うする

という体制をむしろ、冒頭申し上げましたようにきちつともう一回再編成した上で体制を強化したいという考え方で、基準法とは直接関係はございませんが、基準法の実効性という観点からあわせてそういう問題意識を持つております。

○福本潤一君 最後ですが、民と官という形のときに、民間が入つたときに、市役所の中の建物で一つの建築確認をするという場合と、自分の事務所である場合というふうになると若干ハンデも民間の方に起こり得るということも含めて行政対応もまた必要かと思ひますので、その点も踏まえた上で今後運用、執行もお願いしたいということとを述べまして、私の質問を終えたいと思ひます。

○上野公成君 自由民主党は三人質問させていた

だきまして、小川局長の答弁は簡潔な方でありましたけれども、時間がありませんのでより簡潔にひとつよろしくお願ひします。

今、福本委員からも、なぜざる法と言われているのにここまで時間がかつたとかいろいろなお話があつたわけあります。この間、都市計画法について私も非常にいろいろな点を都市局長にお話ししていたいただきましたけれども、聞いていただいていたまだ相当かたいというか、そういう感じがしたわけでありました。

この建築基準法につきましては、今まで非常に問題が多いということはずっと言われてきたことであります。私もこの建築基準法と近いところ、ずっと仕事をしておりまして、建築基準法の担当の課長をしていられるときは非常にかたいわけでありましたけれども、やめてしまつたら問題だと言ふ人ばかりでありまして、そんなにみんなが問題だと言ふのに何で改正できないんだということ、ずっと来ておつたわけでありました。

今回の改正は、そういう意味ではここまで改正されたということは、本当に新しい行革あるいは規制緩和という点からも非常に評価をされてい

います。しかし、新しい体系でありますのでなかなかこれを有効あるようにするには相当な問題があるんじゃないかと思ひますので、それについていろいろお聞きしたいと思ひます。

まず、今までは仕様規定といひますが、何でもかんでも、ここはどういう材料を使うということとを一つ一つ決めていたわけでは、先ほどの五十何年かの改正というのは、地震が起きたらびにもつと強固にしようということをやつていった結果、一番最後の改正の基準を守つていけば阪神の大震災でもほとんど倒れたものはなかった、こういうことでありますけれども、今度は性能だけを、これだけの性能を守れば何でもよい、そのことが実証されればどういふものでも結構ですと、こういうことだと思ひます。

大きな設計事務所でありましてとか建設会社とかそういうところは自分のところの技術を生かす大きなチャンスになるんじゃないかと思ひます。

先ほどちよつとお話がありましたように、地方には大変多くの工務店とか大工さんとかそういう中小の方がおられます、むしろその方が今までの建設の実際の担い手になつていられるわけでありました。これは、仕様の規定も従来どおり残されるというところはわかつていられるわけでありましたけれども、しかしいろいろな意味で大工、工務店の方々がいろいろな知恵を出したり工夫を出したら、この性能規定化のメリットというのでも生かせるような体制といひますか、受けていられるところあるいは行政として十分なことをやつていくという必要があるんじゃないかと思ひます。

二年間ぐらい施行までに期間があるというふう

に聞いていますけれども、そういう末端のといひますか一番底辺のところまで含めて、日本全国でこの性能規定が円滑な施行ができるような体制といひますか、そういう展望を持つておられるか、まずそのことをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(小川忠男君) 中小の大工、工務店に性能規定化のシステムが徹底して浸透して最大限生かされるというのは非常に大きなテーマだと思

います。二点お答えしたいと思いますが。

一つは、性能規定化というシステムそのものの中に新しく開発された技術が仕様規定にいずれ取り込まれていく、非常に使いやすいような形に転化していくという制度が組み込まれているのが一つ。それから、やはり型式適合認定というふうな形で、わかりやすい形で制度化されるという仕組みも用意してありますという仕組みの話。それから、その仕組みを支えるものとして、行政上はデータベース化を急ぎたいと思います。全国どこにいても、やはり新しい技術が開発された、こういうふうな工夫があるというのは瞬時に引き出せるような体制を徹底したいと思います。これは行政の努力でやりたいと思います。

それからもう一つは、中小の大工、工務店に対してもいろんな政策支援努力をやってまいりました。これからは、例えば木造軸組工法なんかの技術陣に對して、やはり性能規定化されるというのを前提にした助成の仕方であるとかあるいは団体とおつき合いの仕方というものが、中小企業対策そのものがかなり質的に今までと違つたものになつてくるだろうと思います。そういう制度運用、それから今までの行政としての団体とおつき合い、こういうものを含めて御指摘の点、頑張りたいと思います。

○上野公成君 日本は強みは技能だとかそれから技術だと思ふんです。これが戦後の経済を本當に支えてきたわけでありまして、最近どうもそれをサポートしているのが少し心配な点が多いわけがあります。そういう意味で、全国津々浦々までが本當に自分の技能を磨き、そして技術開発をする、新しいアイデアを出す、そういうための体制をぜひつくっていただきたいと思ふいます。

それから次に、この二、三年、非常に住宅のコストが高い、建設全体のコストが高いということ、建設省の方でもコスト低減のためのアクションプログラムというのをつくって今努力をされている最中だと思ふけれども、この性能規定化というのは本當にありとあらゆる今までにないもの

を導入できるわけですから、相当縮減のためのアクションプログラムに貢献をするといひますか、そういうことが考えられるわけでありまして、大ざっぱでももちろん結構ですが、どの程度コストが下がるかというふうな見込みを持っておられるか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(小川忠男君) 非常に難しい御指摘でございますが、準防火地域内での最近三階建ての共同住宅、解禁という話がございますが、規制緩和いたしました。その結果でございますが、同じスペースの三階建ての共同住宅をつくらうときに、木造三階建てでありまして今までに比べまして約一割コストが下がるという実績データがございます。これはマーカーットの構造が変わらないまま現状で単に木造三階建てを共同住宅でやった場合のコストダウンでございますので、性能規定化が進展した場合には恐らくマーカーットの構造そのものが変わると思ひます。マーカーットの構造そのものが合理化されるに伴うコストダウン等々を加味いたしますと、極めて粗っぽい目標的なことを言わせていただきますと、一割の二倍くらいは影響を与えればいんじゃないかという感じはいたします。

○上野公成君 実際はどうかということはあるんですけど、やはりそんな目標を持つてこれをやつていただくということが、せっかく建築基準法を変えたわけでありまして、そういう心構えでぜひやつていただきたいと思ひます。今まで建築基準法がネックになつて、ああいうことができないかというところができないというやうな苦情といひますか、そういうものも随分聞いできたわけでありまして、この性能規定化がされたことによって、今まで本當に難しかったけれども今ではこれで大丈夫だといひうやうな具体的な技術事例がありましたら、御紹介いただきたいと思ひます。

○政府委員(小川忠男君) 非常にわかりやすい例として、先般の長野オリンピックのときにアイススケートがエムウエーブという木造のドームで行

われました。あれは極めて限定的な形で、三十八条認定という形で例外扱いでつくつたわけでございますが、結局十三メートル以上、三千平米以上だったでしょうか、大規模な木造建築は例外なく禁止されているのを大臣の特例でやつたわけですね。恐らくこれからは火災関係のシミュレーションできちつとした検証を行えば、ああいう大規模な木造ドームであっても基本的に例外ではなく建てられることになるという点が一つございます。それから、非常に身近な話として、全国に数千万戸の戸建て住宅がございますけれども、どこへ行つても屋根がわらがございまして、金属で屋根がふいてある。これは要はそういうふうな仕様で決まっているから、かわらであり金属板で屋根がふいてあるわけでございます。例えば、太陽光発電をもう少し進めようと思えば、屋根材と太陽光発電との機能がワンパッケージになった材質がもし開発されれば、今までの仕様には全くないわけですが、性能さえ論議されれば屋根材として本格的導入が可能になるという例がございます。

そういうことで、非常にとてもなく大規模な建築物あるいは極めて身近な材質、いろんな面にわたつて性能規定化の影響は出てくると思ひます。

○上野公成君 今まで木造の建物について非常に火に弱いという思い込みに近いものがあつたんじゃないかと思ひます。

例えば、非常に大きな太い柱でありまして、表面しか燃えないから中まで燃えるということはないわけですね。燃えるということがあるわけですが、これはみんなに言われているわけでありまして、木造イコール火に弱いということがあつたわけでありまして、今度の場合は、恐らく防火といひますか耐火といひますか、例えば三時間燃え続けていてちゃんと柱が立つていればいいといひうやうな性能の規定になるわけですから、木造の大規模な構造物なんかも随分できるわけでありまして、そういうことで、今までのタブーといひま

すか思い込んでいたことについて、大きな転換ができるという意味でも大変いいことじゃないかなと思つております。

外国からもまた日本の市場というのが非常に閉鎖的だと、アメリカが一番うるさいわけですが、でも、建築基準法もやり玉に上げられたことがあつたんじゃないかと思ひます。私も日本・デンマーク住宅会議というのにつつとかかわつてきたわけでありまして、これも日本とデンマークで相互認証しよう。その基準は性能の規定でやるよりしようがないし、その中でも検査の仕方といひますか測定の仕方といひますか、そういうものに最後は落ちつくんじゃないかと思ひます。EUの方も統一化が進んでおりますし、アメリカと日本とEUという大きな中で相互認証ということがこれから国際化の中で進んでくるわけでありまして、これは何も日本だけが受け入れていけばいいわけじゃなくて、日本のものがどんどん外へ出ていくお互いに入らなきゃいけないわけでもあります、そういうふうにならなきゃいけないわけでもあります。

そういう相互主義による相互認証の現在の状況はどういうふうになつていくのか、またこれからどういふふうに進めていくのか、この二点についてお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(小川忠男君) 相互主義を基本とした相互認証といひます。これから恐らく非常に重要なキーワードになると思ひます。ポイントが、やはり海外から内外無差別に日本のマーカーットに受け入れるという側面と、日本の企業が海外に向けて国際競争力をつつていく、二つの面が機能的にはあると思ひます。

ただ、今までの運用としまして、例えば実績としては海外の試験機関の試験データを相互主義を前提に受け入れるということ、あるいは北米の木材を認定いたしております、あるいは北米の木材でございますが、残念ながら今のところは相互主義といひます、協定上はベースに置いておりますが、向こうがこちらに来るときだけというこ

とで、かなり片側通行になっております。日本のマケットが大きくて日本企業はおかないといふことなのかもしれないが、やはり文字どおり相互主義で頑張ってもらいたいと個人的には思います。

○上野公成君 先ほども言いましたように、日本は技術立国でありますから、性能規定化によっていろんな新しいものが開発されるわけでありまして、来るだけじゃなくてどんどん出ていくということも必要なのであります。何となくアメリカから攻められていくからやるといふことじゃなくて、いいものは相互主義で向こうに出ていくようなこともぜひひっきりと頭に置いてやっていただきたいと思います。

性能規定化につきましては、以上で確認させていただきました。その精神といえますが規定そのものは大変いいわけですが、後で人のことを含めてもう一回質問させていただきますけれども、規定化につきましては一応これでやめさせていただきます。

次に、もう一つ、さる法と言われているのは、やはり確認、それからその後の検査とか、建築基準法が建築主の権利を守ってくれてないんじゃないかというのではなかったかと思うわけでありまして、今回の改正では、民間の機関による確認検査、これは今までは地方公共団体が行っていたわけですが、しかも、都道府県の建築課の職員とか、それから市町村の建築関係の職員、これは個人が主事という資格でやっているわけですが、知事の事務ではないんです。あくまでも確認をするのは主事個人なんです。それから、市町村の職員でも同じことなんです。ですから、確認がまずあった場合の責任がだれにあるかということについては、今までも余り明確ではないと思うんですが、これも、これからはやはり民間でお金をとって確認するわけですから、もしいろんなケースで確認に誤りがあったとき、そしてでき上がった建物が確認が悪いということによって変なものができ

上がったというときに、だれがどういう形で責任をとるかということを確認しておかなきゃいけないわけでありまして。

まず、民間であるからということだけでは限らないと思いますけれども、社会的に見ますと、民間でやると建築士の意向に沿って違反承知でやるんじゃないかと、それから施工業者と組んで違反を承知でやるとか、そういう故意の場合が一番目のケースです。それから二番目は過失。悪意はないんだけれども過失だともいふ込みで間違えるということがあるわけでありまして、そういう過失の場合はどういふ責任になるのか。それから三番目は、これは一番難しいことなんですけれども、性能の表示になりますと建築主事の実力が性能規定化に本当に追いついていけるかどうか。これは後でまた質問します。

そうすると、技術水準から予測できないというものを大丈夫だといふふうには確認してしまいうケースと、三つのケースがあるわけでありまして。こういう場合にだれが、事務所が責任をとるのか、それからどういふ形で責任をとるのか。それで建築主は欠陥の建物をつくられちゃったわけですから、その建築主にはどういふ補償をするのかというのを明確にしておかなきゃいけないので、その辺はどういふふうになっているか、お聞きしたいと思っております。

○政府委員(小川忠男君) 民間の確認検査機関を創設した場合の、故意、過失あるいは無過失、三つに分けた上での責任のとり方でございますが、二種類あると思います。

一つは、建築主との関係における民事上の責任というものは損害賠償という形で出ると思っております。それからもう一つは、行政上の監督処分を受けるという形での対応が一つあると思っております。

まず、故意の場合はもちろんでございますが、著しい注意義務違反があった、過失の度合いが高かったという場合には、当然のことながら民事上の損害賠償責任を建築主に対して負うという結果になると思っております。また、行政上も、故意あるい

は重過失をした確認検査員その者に対して業務停止あるいは登録そのものを抹消する行政処分があり得るということでございます。恐らく故意の場合には確認検査員だけではなくて確認検査員が属している指定確認検査機関、会社としての確認検査機関そのものに対しても業務停止あるいは指定取り消しがあり得るという対応になるかと思っております。

最後におっしゃいました技術的に予測できない場合には、恐らく現在の法体系からすればやはり確認検査員に対する損害賠償、これも難しいと思っております。また、行政上の処分ということも発動するわけにはいかないというのが現在のあるいは運用上の枠組みだろうと思っております。

○上野公成君 損害賠償もいいたすけれども、個人とか事務所が相当なものを賠償するといふのはなかなか難しいんじゃないかと思うんです。

そこで、住宅の場合は住宅性能保証制度というのがありまして、それは保険によってカバーされるわけでありまして、やはりこれだけのことでありますから、一番守らなきゃいけないのは建築主であります。それは行政処分をしたからといってそれで満足するものじゃありませんし、損害賠償を掛けたって、それだけ多額の費用になるわけですからやはりなかなか対応してもらえない、泣き寝入りだといふことが考えられるわけでありまして。何か経済的な裏づけ、例えば性能保証制度のようなものを拡充するとか、そういうことをしないとなかなか建築主の本当の保護にならないんじゃないかというふうに思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○政府委員(小川忠男君) お尋ねの点についてはアプローチが恐らく二つあると思っております。一つは、今先生もお触れになりましたけれども、建物そのものが性能保証で保証されるという形で建築主を保護するというアプローチが一つございまして、それは従来に増して普及を徹底的に頑張りたいと思っておりますが、やはり今回こういう新しい制

度をつくったことに伴いまして、保険制度というものがもう一つきつとした形で組み込まないだろうという問題意識を持っておりまして、確認検査員が損害賠償責任を負う場合にそれを保険で補てんするというところで、現在損保業界と新しいシステム、どういふふうなものが考えられるのかというところについて一生懸命勉強をやっております。やはり行政がやっていたことを民間が担うというところまで踏み込んだわけでございますので、それをサポートするシステムとして行政だけの場合にはなかったところまで踏み込んだ支援システムというものはどうしても必要になってくると思っております。

御指摘のとおり、保険制度ということで少し勉強したいと思っております。

○上野公成君 それからもう一つ、今回は中間検査というのがあるわけでありまして、従来でも金融公庫の場合は中間検査というのをやっておりますし、それからお話が出ております住宅性能保証制度でも中間検査はやっている。やはり中間の一番大事なところでの検査をするということでは、でき上がったものについて検査をしないものに比べると格段に信頼性というのは高まるんじゃないかと思うわけでありまして。

中間検査も全部をやるといふことじゃなくて、特定行政庁が指定するということになっていくわけでありまして、指定するものとしなないもの、するものはどういふものをするか、あるいはしたのものについては何かメリットがあるのか、行政的にどういふようなことが考えられるのかということについて、お聞きしたいと思っております。

○政府委員(小川忠男君) 特定工程として指定するイメージでございますが、やはり大きく分けると問題意識は二つあると思っております。一つは、不特定多数の方が使うような特殊な大規模な建築物、これは常識的に一つあると思っております。それからもう一つは、建て売りがかなり急ピッチで進んでいて、どうも品質がいまいち自信がないという場合に網をかぶせるという問題意識があ

ろうかと思ひます。

それから、指定した場合のメリットでございすが、かなり観念的でございますが、一般的に行政のチェックが入っているという意味でマーケットにおける信頼性が高まるということが恐らく最大のメリットだと思ひます。

実務上の話としてちよつと一つ念頭に置いておきたいのは、金融公庫の話もございましたが、金融公庫あるいは性能保証という観点からの検査が入っているケースがございしますけれども、そういうものはできるだけ公庫あるいは公共団体等々と段取りを打ち合わせた上で、できるならば一回で両方が済むということになるように少し努力して知恵を出したいと思ひます。

○上野公成君 特殊建築物というか、不特定多数の人が出入りするようなものは今までの基準法の中でも別の扱いになっているわけでありまして、それよりむしろ、先ほどもちよつとお話がありましたように、建て売りはでさう上がったものを買わなければならない、買付段階では中間を全く見てないわけですから、不安も非常に多いわけですね。自分で建てた、設計して注文した人は現場へ行つて一々見ていくわけですから、ちゃんと基礎がしっかりと立っているかどうかというところは見ておられます。ですから、建て売りのようなものこそそういうことをしっかりと重点にしたいだいた方がいいんじゃないかなというふうに思ひます。

そして、今、性能規定化が非常にいい方向だといふふうにも思ひますし、それから民間で確認をするということも、競争を含めていい方向に行くんじゃないかと思ひますけれども、その中でも一番問題なのは、本当に性能規定化をするのにこれだけの改正をやつても、担い手である建築士が一体これについていけるのかどうか。五十万とも六十万とも言われている建築士なんですけれども、どこにだれがいるかという把握の率も、お答えしていただかなくてもいいと思ひますが、非常に低いと思ひます。

検査をするというの、今度は確認をするとい

うわけですから、恐らく何らかの研修を受けるなりそういうことをするわけでありまして、いずれにいたしましても建築の行為にかかわる建築士そのものが相当レベルアップしないと新しい建築基準法の担い手にはなかなかないんじゃないか。しかし、建築士というのは一回試験を受けますと三年ごとに自動的に更新する、それしかないわけでありまして、どうもそれでは建築主にとつてもなかなか不安なんじゃないか。

やはり、建築士だとかそういう人たちにもう少し研修を義務づける、更新の際にそれができればいいけれども、それが仮にできないとしたら、研修をしたら、例えば構造なら構造の研修を受けた人だということとどこかに行けばちゃんとわかる、きちつと勉強して、研修に限らないんですけれども、幾つかのものがあつていいかなという仕組みたないかなのをやつていかないと、なかなかつみかたないんじゃないかと正直に思ひます。私も周辺に建築士の人はいろいろいますけれども、実際は何もかもやるというふうな人ではないわけでありまして、だんだん専門化していくわけでありまして、やはりそんなことが必要なんじゃないか。

これは、建築士会というのがあつて、建築士法の方には各県の建築士会というのがきちつと団体として法律上の位置づけもありまして、それから建築士会連合会というのが全国団体としてあるわけですね。それから、事務所協会の方も先ごろの改正によりまして事務所協会、そして事務所協会の全国団体もきちつとしたそういう位置づけをされたわけでありまして、これは建築士法の中でそういう位置づけをきちつとして、そして建築基準法の新しい法律にちゃんと対応できるような体制をつくるべきではないかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(小川忠男君) 基本的に、性能規定化ということになりますと、設計の自由度が上がるという面を裏返せば、日進月歩の技術革新を制度として真つ向から受けとめるというふうなシステ

ムでございします。その意味では、建築士の責任と役回り自体が変わつていくことに常にフォロウしていく必要性というのは、恐らく今までと質的に違つた段階に入るんじゃないかという感じがいたします。

その意味では、講習そのものを義務化するというのは数十万人いらっしゃるんですでなかなか難しいとは思ひますが、やはり建築士会という団体の法人の一つの責任のありようの問題として、傘下の建築士に対してきちつとした研さんを求めるというふうなことは当然に必要になつてまいらと思ひます。

それから、昨年議員立法で改正していただきました建築士法で、いろんな事項を開示する、文書で公開する、自分の専門分野はこんなだということを何かユーザに対してはつきりさせるようなシステムはどうあるべきかということなども含めて、やはり基本的なところでのありようについて、今直ちに確たるものは持ち合わせてはおりませんが、御指摘の点は持ち帰らせていただきますし、少し体制の足場を固めたいと思ひます。

○上野公成君 この新しい建築基準法が本当に機能するかどうかというのは、実はこれを建築士がどれだけそれについていけるかどうか、そういう体制を整備できるかどうか、こういうことに大きくかかっているわけでありまして、これができないうと絵にかいたもちになつてしまつてわけでありまして、それをぜひ検討いただきたいと思ひます。ついでに、建築の分野も専門化がどんどん進んでおりまして、五十八年の建築士法の改正で建築設備士の位置づけができたわけでありまして、位置づけはできたわけでありまして、建築士と同じようなレベルまでの位置づけがまだできていないわけでありまして、しかし、実際、では建築設備士と建築士とどっちが建築の設備についての実力があるかということになりますと、これは常識的に言つても建築設備士の方が、すべてがどうかわかりませんが、設備については力がある

と言つてもいいんじゃないかと思ひます。

特に、建築の中における設備の工事費の割合を考へていただければ、建築の設備の方はほとんどウエートを増しているわけでありまして、公共団体だとか国なんかは既にほとんど分離発注をしているわけでありまして、今後ますますインターネットみたいなものが家庭にも入つてくるし、それからテレワークとかテレラーニングとかそういうものが入つてくるとますますこの比重が大きくなるわけでありまして、やはりきちつと建築士の方は専門化を進めるといふ方向。そして、既得権でありますからなかなかそういうことはできませんけれども、しかしそれにはちゃんと研修を受けてきちつとしている人をどこかへ行けばちゃんとわかるようにするし、こういう専門的な分野できちつとされているものは、制度をもう少し整備するということはまだあるかもしれないけれども、そんなことを少し考へていただいた方がいいんじゃないかと思ひます。

建築設備士の一つの例を挙げて質問させていたいただきましたけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(小川忠男君) これからますます建築に占める設備の役割、ウエートというのは大きくなると思ひます。現在、恐らく発注者がワンパッケージで設計をお願いして、そのうちの一部について一級建築士から設備士に対していろいろな意見照会なり下請が出て、発注者は一体どこに対して、設備士に設備系統をお願いしてあつたのかわからないまま契約が行われているという現実だろうと思ひます。少なくともその辺はきちつと、発注者に対して建築設備士の役割が責任を持つて設備系統を担当したのか、これはやっぱり発注者においてもはつきりわかるようにすべきであるというふうな感じが一つございします。

先ほども申し上げましたが、昨年の建築士法の改正で、建築主保護という観点だと思ひますが、業務内容を書面により交付しなければならぬというこになつておりますので、その書面で意見

を聞いた建築設備士が一体どなたであるのかという点を文書でつきり明示した上で、発注者の評価という点で少しきつと位置づけをしていこうということでは建設省令の改正を現在進めておりまして、来月半ばからはきつとした形で、文書で建築設備士の氏名をはつきりさせるということに踏み切りたいと思います。

○上野公成君 資格の問題は既得権があるものですからいろいろ難しい面もあると思います。しかし、こういう基準法に変えたわけですから、やはりその専門性をきつと建築主なり一般の消費者にわかるようにする、専門化というのは大事にするという、そういう方向でぜひフォローしていただきたいと思っています。

それから、もう一つ別の質問をさせていただきますけれども、今度の改正の中に連棟建築物設計制度というのがあります。これは今までもう既に建築物が建つていて、それでその地主さんの了解を得られれば一体の敷地で法律が適用になる、そういうことだと思っています。

例えば、袋小路になつていて、接道が不良なところ既に建築物が建つていて、了解を得て一体の敷地だというふうに認めてもらえれば、合意をしてもえれば、それが建築できるというようにないかと思ふんですけれども、それでいいのかわか。そのほかに、接道はかになん効果があるのかということです。

それから、ほかの人の土地と一体化するわけでありまして、やはりきつとした地主同士の、地主と新しく建てる建築主です、きつとした合意というのが、書面によるのか何か知りませんが、後でトラブルがあつては困るわけでありまして、どういふふうには担保をしてそのことをやっていくのかという、その点についてお聞きしたいと思っています。

○政府委員(小川忠男君) 連棟建築物設計制度のお尋ねでございますが、ただいま接道義務の合理化という話がございます。

日本の市街地の現状を見ますと、接道義務につ

いてこういうシステムを設けることの意味は大きいと思ひますが、この制度はそれだけではなくて、容積率あるいは建ぺい率も二つ以上の建物ない敷地をワンパッケージで考える。したがって、建物相互間で建ぺい率あるいは容積率の融通が可能になるという点が一つございます。

それから、日影規制ですとか隣地斜線制限、これなんかについてもやはりワンパッケージで考えますので、連棟設計に組み込まれた建物相互の関係については、日影とか隣地斜線ではなくて、相互の採光、通風に支障が具体的にどうかということとを個々のケースについて判断すれば必要にして十分であるということ、極めて日本的土地利用には有効に機能するのではないかと思います。

それからそれだけにかない将来にわたつてお互いの権利行使といふことが、財産権の内容が変形を受けるわけでございますので、当然そういうものを進めるに当たつては、所有権者でございましてとか借地権者の全員の同意といふものが必要になつてまいります。その同意をベースにして行政庁が判断するということでございます。手続としては、判断をした場合には区域を公示する、一般に周知できるようにわかりやすい形で公示する、あるいは計画内容、設計内容がこういうものであるという図書を一般の縦覧に供する、だれでも見られるということ、手続についてもきつとした体制をとりたいと思います。

○上野公成君 同意をした後にやっぱり嫌だとかいふことになつて、それで後でもめることがないかなど心配なわけですね。しかし、それは同意をされた場合はそれが一体の敷地というふうな今度は認められるわけですから、だからそれをきつと建築確認をする部局というのか、どこできつとやっていて、これはほかの人が後から何か言つてきても、これはそうじゃないんだということをしつかりわからせるといふことが必要だと思ふんです。

今までは悪質な建て売り業者が敷地をこういふふうにダブルでやっていて、それで確認申請して

それを認められてという、それもざる法だと言われる一つのあれかもしれませんが、そういうことがないようにぜひこれはやっていただきたいと思ひます。

そして、先ほど冒頭に言いましたように、建築基準法の問題になつてきたところのかなりの部分を今回は改正していただきました。ただ、本間にこれが実効ある体制をつくるということもなかなか大変なことだと思ひます。

もう一つ最後に、これは今後の課題についてお伺いさせていただきます。

建築基準法の第一条の「目的」を改めて読ませていただいたんですけれども、建築基準法の第一条は、「この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、」そして何を守るかという、「国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。」その生命を守る、財産を守るということとは非常によくわかるんです。例えば構造耐力、壊れないようなものをつくるのか、それから火事になつても逃げ出せる、そしてある程度の財産を外へ持ち出す時間があるとか、そういう意味ではこの法律で言うところ、生命と財産の保護ばかり言っているんじゃないか。そういうことは非常に言っているわけですが、この法律を読んで、健康を守るというために何の規定があるのかという気さえるわけがあります。

先ほど福本委員から質問がありましたように、今環境ホルモンの問題、ダイオキシンの問題が問題になつておりました。これは下手をすると生殖能力がなくなつて、日本人どころじゃなくて、民族が減るかどうかという危険さもあるわけですから、これは生命とか健康とか財産以上の国を守る基本になることじゃないかと思ひます。

それから、ホルムアルデヒドの問題をたしかされました。私も昨年の七月に宿舎を引っ越しまして、新しい宿舎へ入ったんです。一番最後の日に入ったわけですが、入ったもう目がちかちかしてどうしようもないんです。窓をあけ放つ

てしばらくしたら落ちつきましたけれども、多分ホルムアルデヒドではないかなというふうな思つております。

先ほど福本委員は、厚生省に対していろんな質問をされたわけがあります。ホルムアルデヒドについても昨年の今ごろだと思ひますけれども、WHOの基準と同じ。〇・〇八ppmというのを一応示して、それを本場にどういふふうにするかというところまでは決めていないと思ふんですけれども、厚生省でそんな基準も示してあるのは現実なんです。しかし、建築基準法の目的だということになつておりますので、こんなところで取り上げるといふのは一体あるのかどうかというのを伺いた

○政府委員(小川忠男君) 健康に古典的な健康と今日の健康があるかわかりませんが、建築基準法で健康の保護というふうな思われるのを全部ひっかき集めると、四つばかりあるかと思ひます。

一つは居室の採光ですとか換気、これもある時代には健康的な観点からの規定だったんだらうと思ひます。それからもう一つは、住宅の居室における日照の確保というのがあります。それから三番目に、同じような感じでございまして、住宅等について地下居室を原則禁止するというのも発想の原点は同じだったんだらうと思ひます。それから四番目に、若干前の三つとは違ひますが、共同住宅等の各住戸間の遮音について一応の規定がござい

その意味では、採光、お日さま、それから音、これについて若干の規定を設けております。

○上野公成君 衛生的な、じめじめしやいけなからもう少し乾燥させておくというのか、そういうイメージですね、地下室にしても採光のあれも。これは今度の性能規定に変われば、例えば水銀灯をつけておくと、それから換気をうまくする、

湿度は一定に保つとかということをするれば、これは恐らく簡単に守れる。

むしろ、今日のな問題というふうには局長がいみじくも今言われたわけでありませうけれども、ホルムアルデヒドもどんな被害になつて、がんになるかというようなこともありませう、それは科学的知見はないわけでありませうけれども、厚生省のこういったエイズの問題を含めまして、きょうは厚生委員会じゃありませんけれども、そういった疑わしきを罰せざるというのには裁判はそうかもしれないけれども、薬害でありますとか、こういったものについては大体疑わしいものが本命になつてゐるんです、過去のあれから見まして。だから、疑わしいのがあつたら対応はちゃんとやつていくということが必要じゃないかというふうに思つております。

そして、それでは建築基準法の中にすぐ書けるかということになると、それはまだそこまでは書けないということもある。少なくともそのことに向かつて建設省としては、建築基準法の中にこういう規定があるわけですから、最大限そういう方向で真剣に取り組んでいただく。ホルムアルデヒドでもダイオキシンのについても最大限前向きに、後ろ向きじゃなく取り組んでいただく。たとえ厚生省が後ろ向きでも、前向きに取り組んでいただく。

それから、住宅の性能表示の法律を出すという検討をされてゐるようなこともちよつと伺つたわけがあります。そういう中で、室内のホルムアルデヒドはこの住宅は幾つである、この部屋は幾つであるというような表示をやるということからやつて、これじゃなきゃいけないというのをいきなりやるわけにいかないと思ひますので、そんな法律も検討されておられますので、そういう中でまず取り上げて、そしてきちつとした定見といいますかそういうものができたら、基準法にこういう規定があるわけですから、それは改めてそこで取り上げていくことが必要じゃないか。

方があるわけですが、建設省の対応はそんなに悪くはないんですけれども、地方公共団体だとかそういうところへ行つても全然取り合つてくれないというところでもあります。そして、住宅の担い手といひますか住宅業界の方も、やはり自分のところがそういうふうになるということと、とかくこういうふうになりがちなんです。偏しがりやでありますけれども、今まではやつていないわけですから、だからある程度しようがないわけですね。だけれど、ないようにしようということを考へていただいて、業界も含めて前向きに取り組んでいく必要があるんじゃないかと思ひます。そして、その姿勢についてお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(小川忠男君) 基準法の役回りというのよりは時代とともに変わらぬと思ひます。今御指摘になりましたようなホルムアルデヒド、ダイオキシンの問題は環境ホルモン、こういう話というのは特殊今日の課題だと思ひます。

そういうものについて、建築行政の面からは、各省と協力して少なくとも科学的知見を正確に集大成してというのが現在の状況でございますが、わかつてゐる限りで業界に対しても多少取り扱ひをマニュアル化して最大限の努力をお願いしつつございませう、それから中長期的には科学的知見がそれなりに集約され体系化されたときには建築基準法の概念に取り込んでいくというの、やはり一つの検討テーマとしてもうそろそろ念頭に置かなければならぬという感じがいたします。

また、直ちに表示項目になり得るかどうかの議論は別として、少なくとも性能表示をするときにそういう事柄について情報をきちつとユーザ一なり購入者に伝えるということは、何らかの形で責任を持つて行つていくのはやはり準備すべきであらうという感じはいたしております。○上野公成君 現段階ではそういうことではないかと思ひます。

どうするかという問題です。

先ほどの五十八年の耐震基準、それによると、阪神大震災のときに崩壊した建物は恐らく、一軒もないかどうかは知りませんが、ほとんどなかったというところで、これはそのときの建設委員会でお答えをいただいていたわけでありませう。しかし、それ以前の建物というのがたくさんあるわけですね。それについても、義務づけるといふことは今まで何回かやつたわけでありまして、なかなか難しい点があると思ひますけれども、やはりそれも一つの大きな課題だと思ひます。

ですから、環境、健康というこの二つのことに対してどういふふうに建築基準法でやつていくか、そしてもう一つ、既存不適格をどうしていくかということ。その二つの宿題はあるわけでありませうけれども、最初に言いましたように今回の建築基準法は、前回、都市計画法について非常に私は後ろ向きだということでもかたがたの事を申し上げました。それに比べて、今まで同じことが建築基準法にも言われていたわけでありませうけれども、そういった意味で大変大幅な画期的な改正だということに評価をさせていただいてゐるわけでございます。

しかし、この建築基準法を本場に運用するためにはいろいろな問題もあるということも、これは大臣もお聞きいただいたとおりであります。今までの議論を通じて、今後の建築、住宅行政についてどのような方向展開をされていくか、ひとつ大臣のお考えをお聞かせいただいて、質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(瓦力君) 上野先生から大変整理をいただきました。また住宅局長から答弁もいただきましたが、大変私も整理して勉強させていただきました。ここで発言の機会をいただけて感謝申し上げます。ところでございます。

とも御指摘をいただきました。大事な機会でございますので、これらの御指摘も踏まえて住宅局が中心になつてこれからの変化に対応した行政が行えるように一層努力をしてみたい。かようなことがいろいろ書いてございませうが、率直な感じでございます。

○岩井國臣君 今、上野先生の方から建築基準法と健康の問題、そして既存不適格の取り扱ひの問題、建設大臣といひますか建設省に對しますところからの宿題というふうな形で問題提起がございましたけれども、建設大臣、私の方からもひとつ問題提起をさせていただきたいと思ひます。

二年半ほど前になるんですが、私が国会議員になりました直後の決算委員会でございますが、初めて質問に立たせていただきました。そのときに、土地利用規制の問題を取り上げさせていただいたんです。森建設大臣のときでございませう。

実は上九一色村の地域づくりの関係でございませう。私も新人仲間で見地視察に行つたんです。そのときにいろいろと私なりに考えさせられた問題でございませうが、上九一色村の場合、現行の法体系では事前に何の手も出せなかつた、こういう問題でございませう。オウムの問題です。

あのような施設に関連する法律といたしましては、消防法、医療法、食品衛生法、水道法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、そういった法律がいろいろあるわけでございますけれども、やはり建築物の立地に関する法律としては建築基準法が基本だと思ひます。

たい。

しかし、現地の公民館で私どもが現地の区長さんからお聞きいたしました話は、私どもにとりまして大変ショックだったんです。あのとき鈴木先生も御一緒だったんですが、大変ショックでございました。平成元年に始まりまして、平成三年から急速に土地の買収が進んでいったんです。あれよあれよという間に何とも言えぬ奇妙な建物が多くなると建つていったんです。全部で三十四棟。しかも、富士山を背景にあのすばらしい高原に建つていった。あの地帯が工業地帯に指定されているならいざ知らず、工場というか倉庫といいますが、何とも言えないあいう妙な建物があるのすばらしい高原に建つなんてだれも予想もしなかったわけです。だれが考えてもこれは異常としか思えないようがない。全く異常だと思ふんです。

そんな異常がなぜほうつておかれたのか、こういう問題なんです。それはだれも気がつかないうちにそうなつていったのではなくて、地元とのトラブルが増しに高まって、上九一色村全体としても大変深刻な問題になつていった。それにもかかわらずそうなつていった。そういう中で、なぜ建築基準法は何ら手を打てなかったのか。いろいろ御努力はいただきましたが、そういう御努力の結果の御報告というか、御説明があつたときでございます。現地の区長さんの言い方からしますと、この日本という国は本場に法治国家なのか、とても法治国家とは思ふなかつた、こんな話でございまして。

あのようなケースの場合、現行建築基準法ではどうにもならないんです。今度の改正でもどうにもならぬ点があるのかわかりませんけれども、法体系の上で少し問題があらはせぬかなというところで私は問題提起をさせていただくわけでありまして。

十数年前、これも同じ山梨県でございます。環境問題が今大変大きな問題になっておりますが、山梨県は「環境首都・山梨」というふうに掲げまして、景観条例づくりをお進めになつた。景観条

例をおつくりになりました。そして、そんな中、八ヶ岳山ろくの清里のリゾートマンションをめぐりましていろいろトラブルがあつたわけです。それで裁判になりました。山梨県は景観条例を根拠に建築物の高さについて見直しを求め、そして業者に建築確認を出さなかつたんです。建築確認の申請を出したのに県が許可しないのは建築基準法に反するのではないかと業者が裁判に訴えた、こういうわけでありまして。

結果はどうであつたかといふと、条例よりもやはり法の方が優先するということでございます。県が裁判で負けてしまつた。せっかく景観条例をつくつて、個性ある地域づくりを行おうと、これは山梨県の切なる思いだつたわけです。にもかかわらず、国の法が優先され、それができない、こういうことだつたわけです。法体系全体としてどこかおかしいのじゃないかという気がして私にはならない。建設省もH O P E計画というのをやつておられます。H O P E計画なんかも本質的に同様の問題を含んでいるのじゃないか、そんなふうには私は思ふわけです。

まず、国土庁に最初にお尋ねしたいわけでありまして、先般の「二十一世紀の国土のグラウンドデザイン」におきまして、美しい国土づくりというのが標榜されております。今までの全総計画に比べまして、これは大きな特徴だと思ふんです。かかる見地から、今後何らかの形で建築物の立地規制などが、どういふものになるのかわかりませんが、そういったたいぐいのが行われる必要があるのではないかと、そして大いに景観とか個性ある地域づくりを進めていく必要があるんじゃないか、こんなふうには私は思ふんです。

建築基準法の問題はちよつと横へ置いて、ひとつその点につきまして、国土庁は今後どのように美しい国土づくりというものを進めていこうと思つておられるのか、御見解をお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(河出英治君) 先生よく御承知のとおり、先般閣議決定をいただきました新しい全総

計画、「二十一世紀の国土のグラウンドデザイン」は、その副題を「地域の自立の促進と美しい国土の創造」といふふうにつけておられるわけでございます。まさにゆとりと美しさに満ちた暮らしの実現、国土づくりをその目標としておられるところでございます。

具体的には、都市の環境アメニティーの向上とか美しい都市景観を形成する観点から歴史的文化遺産の保全、活用、あるいは建築協定制度の活用等による民間建築物の規制、誘導などの施策を推進して、地方公共団体と地域住民が一体となつた美しい町づくりを積極的に推進するということにしているわけでございます。

これからこういった問題も含めまして全総計画全体の推進が非常に重要になってくるわけでございます。で、関係省庁一体となつて連携をとりながら、その効果的推進に努めてまいりたいと思ひておるところでございます。

○岩井國臣君 ありがとうございます。

ぜひそういったお考えで前向きに今後国土行政を展開していただきたい、切にお願いをしておきたいと思ひます。

さて、先ほど述べました景観条例とか、それから建設省住宅局が重点施策でお進めになつておるH O P E計画とか、必ずしも都市計画区域に限らないのです。都市計画区域外の区域でもやはり建築に際しまして環境との調和というものが求められてきておる、そういうケースが今後ふえていくんだらうと思ふんです。個性ある地域づくりということだらうと思ひます。これに建築基準法はどううかたえるのか、こういう問題提起でございます。

もちろん先ほどの判例にもありますように、建築基準法以外に何らかの形の建築物の立地規制に関する法律がないと何ともならない、これはそのとおりだと思ふんです。そう思うのでございまして、今後、建築基準法は他の法律と相まって美しい国土づくりというものに十分な機能を発揮していく必要があるのではないかと、そういう大きな期待を私は寄せておるわけでございます。

そこで、建設大臣にお尋ねしたいわけですが、建築物の立地規制に関する他の法令が定められるような場合、これも今後の課題であります。が、他の法令が定められているというような場合、建築確認の際、当然それとの整合性をチェックすべきではないか。このたびの建築基準法の改正ではこの点の改正が図られております。第六条です。従前は定めがどうもはつきりしない点がありました。が、今回の改正で他の法律との関係をチェックするという文言になつておるかと思ふんです。この点につきまして、私は、美しい国土づくりに向けて建築行政の新たな展開というものがこれから始まつていくんだ、そんなふうな大いに期待をしておるわけでございます。

そういうことでぜひ建設大臣の御所見と、こういった問題につきましての大臣の決意というものを伺わさせていただきますと思う次第でございます。

○國務大臣(瓦力君) 謹んでお答えいたします。

ちよつと余談になりますが、私も子供のころに銭湯へよく参つたわけですが、私どもが、銭湯といへば定番で、富士山の絵があつて松林があつて、日本を代表する景観としてどこでもかかれておつたわけでございます。今、岩井委員から山梨県の景観条例、またさきのオウムの事件に絡みまして上九一色村の問題にお触れをいただきました。今そのことを思いながら、美しい国土というようになことに触れながらの御質問でありますので、私の決意をここで述べさせていただきますと思ひます。

建築行政におきましては、良好な市街地環境の確保を図るということも重要な目的であると、かように認識をいたしております。また、建築基準法におきまして、都市計画区域外におきましても、必要に応じて地方公共団体が条例で建ぺい率でありますとか高さ等の必要な制限を定めるなどの措置を講じておるわけでございます。先ほど御指摘の上九一色村におきましても、山梨県が平成四年の法律改正を根拠として条例を制定いたし

まして、制限を行つておるところでございます。
建築物の立地規制に関する他の法令につきましては、規制内容が建築行為そのものを対象とし、建築物について裁量性のない具体的な技術基準が決められているなど、建築確認検査になじむものであれば建築確認の対象として位置づけることとしていくわけでございます。

このような規制による行政のほか、建築行政におきましても魅力的な建築物や環境の創造に向けて総合的な見地から積極的に取り組んでいく所存でございます。今美しい国土が、やはり町におきましてもそれぞれの住宅におきましても、それらが前進するように努力をしたいと存じておるところであります。

○岩井國臣君 大変ありがとうございます。

美しい国土づくりのためには、建築基準法と地域立法が車の両輪であるかと思ひます。建設省はいずれ国土庁と一緒にするわけでありますので、今からよく国土庁と御相談いただいで、美しい国土づくりのための、個性ある地域づくりのための地域立法を検討すべきだ、この点を最後に申し上げまして、終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○委員長(関根則之君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十三分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(関根則之君) ただいまから国土・環境委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、建築基準法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○鈴木政二君 鈴木政二です。

午前中に引き続き、福本委員、また我が党の上野委員、岩井委員に続きまして自民党の私も質問をさせていただきます。

今回の建築基準法は昭和二十五年に制定されたということ聞いていますけれども、これは憲法と違つて過去四十回ぐらゐ改正しているという話でありまして、建築法の第一条の六法をコピーしますと、最初からもういっぱいでありまして、暇だつたものですからちよつと勘定しましたら四十近くあつた。ここの十年間毎年改正をしておりまして。

〔委員長退席、理事上野公成君着席〕

この改正が、この間の趣旨説明、提案理由を聞かせていただいて、短い時間ですから余りよくわかりませんが、短くても、よく読んでみますと、今度は抜本改正だ。特に、制度等の再構築を図りたいという意欲も非常に感じています。これはパブルやいろいろな問題で、住宅問題、特に建築問題がいろいろ出ていた中で、ここへ来て急になぜ出てきたのかという背景が正直言つてわかりにくいんです。ざつとばらんな話をすると、瓦大臣が昔国対委員長をやつた時からそんな感じ、国対でうまくしたのかないのかという、ここへ来て急に出来たかというこの背景をもう一遍整理、確認したいと思ひますので、局長、答弁をお願いいたします。

○政府委員(小川忠男君) 建築基準法につきましては、いろいろな意味で生活にかかわりがある、そういうふうな文脈で、その都度細かい改正を繰り返して今日に至つたわけでございます。ただ、こしははるの世の中の動きを見ても、一つには行政に關連することに限りまして、一つにはやはり規制緩和ですとかあるいは官民の役割分担というものが、建築行政の外側の大きな時代のうねりとしてあると思ひます。

それからもう一つは、建築市場、日本で五十兆円の金が動いております。それだけ膨大な建築市場のマーケットについて国際化ということがやはり避けて通れない状況であるかと思ひます。その意味では、技術的には例えば建築基準法についても国際調和といひますか国際規格というふうなものを導入せざるを得ない状況というのが一つ現実問題としてございます。

それからもう一つは、阪神・淡路大震災での五十万棟に及ぶ被害といひのは、いろいろな意味で直接間接に影響を与えたと思ひます。

今申し上げた三つのファクターというのは、過去四十回繰り返した細かい改正で対応できるという限界を超えている。言うなれば、建築行政の枠組みそのものの再編成といひものを経ないでは対応し切れないという認識が、やはりここ二、三年私どもにはあつたと思ひます。そういうことからやるならば、細かい改正の積み重ねというよりは、基本的なところから二十一世紀を見据えて今回思い切つてメスを入れるべきだというのが、お答えになつたかどうかわかりませんが、担当者としての率直な気持ちでございます。

○鈴木政二君 私はもうここが限界だと思つています。特に二十代から地方議会をやつておりまして、建築の關係につきましては住民の人がいろいろな相談に來られました。

そうすると、いろいろなところで壁に当たつたのは事実でありますし、今のお話の中でインパクトが、外圧と言つちや恐縮かも知れないけれどもその影響力といひのは非常に大きい、また阪神・淡路の大震災、これは相当強烈なイメージだつたし、その後の報道、いろいろなものの中で不法建築や欠陥住宅だとかいろいろな話が出てきて、もうそろそろこれは本気でかかると。そういう面では、大臣、大変時宜を得たと思つております。

どうも大臣を見ていますと、昔から防衛庁といひのが頭にありましたけれども、こういう面では非常にタイムリーで、さつきの話じゃないですけれども子供の子供のころ銭湯に行つた、大衆の気持ちをよくわかつていただいているという感じがいたします。

その中で一つ、先ほど上野先生からも話があつたし福本さんからも話があつたんですけれども、例の大震災で五十万棟が建築で損壊したという話。今度、いろいろな面で先ほどの話のように規定を変えてきたという話であります。新しく合つたものなら何でもいこう、こういう感じでありまして、

けれども、実際今度の震災を経験してみても、安全性といふと基準の数値が恐ろしく出ていると思ひます。あのときに五十万棟倒れた。あれは震度幾つだったか、六か七だったかはつきり私も数字を覚えていないけれども。

今度の場合、安全性確保、特に火災もありますけれども、地震ということに関しては小川局長、多分数字を出してこういうものをこれから決めていくと思ひますので、建設省としてはどのぐらゐの数字を考えているんですか。

○政府委員(小川忠男君) 基準法と地震との關係でございますが、現在の耐震基準といひのは昭和五十六年に新しくつくり出された基準を使つております。そこでの基本的な考え方でございますが、中規模の地震、震度五程度の地震に対してはほとんど建築物に損傷を及ぼさないといひのが一つ。それからもう一つは、極めてまれにしか発生しないような大規模な地震、例えば震度六から七といひ地震に対しては、建物の被害はやむを得ないにしても、少なくとも人命に危害を及ぼすような大損害はこうむらない。この二つを軸にして細かく耐震基準が設定されております。

それで、今申し上げました中程度、それからごくまれな大規模な地震といひものを念頭に置いた二段構えの基準を、現実の阪神・淡路大震災での被害状況に照らし合せてみた結果でございますが、これは若干担当者としてはある意味では技術的には救われたと思ひますが、今申し上げました意味での五十六年以降の耐震基準を満たしているものについては致命的な損害は極めて少なかった、五十六年以前の建築物が被害の大宗を占めていた。

ただ、その中で行政としてやはり看過し得ないのは、五十六年以降の新しい基準に従つてつくられていた建物であるにもかかわらず、やはり現実には何がしかの被害が生じたわけでございまして、その多くがやはり世に言われるような手抜きであるとか施工不良といひものが直接間接の原因になつてゐる。したがつて、ここはかなり大きな

問題を行政上は残したという感じがいたしてあります。

○鈴木政二君　そうすると、五十六年以降は間違いがなかったという判断でありますけれども、ちなみにあの阪神大震災というのは震度幾つでしたか。

○政府委員(小川忠男君)　ちょっと震度は失念いたしました。たしかマグニチュードで七・三くらいだったでしょう。

○鈴木政二君　震度は。

○政府委員(小川忠男君)　震度は七だったそうです。

○鈴木政二君　ということは、今の話のように五十六年を超えているわけですね。超えても大丈夫だという感覚で私どもは受けとめていいのですか、これは。再度お聞かせ願いたい。

○政府委員(小川忠男君)　正確に申し上げますと、先ほど言いました二番目だろうと思います。ごくまれにしか発生しない大規模、震度六から七、これについては建築物そのものの被害はある程度はやむを得ないという前提に立っておりません。ただ、建築物の被害が生じて、少なくとも人命に対する影響には至らないというのが基準の哲学という背景の思想になっております。

○鈴木政二君　では、これをベースに、今後、安全性という面で建築基準法に照らしてこれを将来にわたってやっていくということで理解しておきます。

次に、こうやって改正がいろいろあったわけでありまして、今度のものは本当に抜本的な改正で、先ほど上野先生の話もそうでありましたように、これからどういふふうにしていくかというところでいろんな効果が出てくると思うんです。去年でしたか、ちょうどこれぐらいの時期だったと思いますけれども、都市計画法とあわせて、都市高層住居促進地域の指定で容積率を変えて、要するに平たく言う他都心へたくさんの方をもう一遍呼び戻していい住居をつくらうという法案だったと思うんです。

これは非常に関心を持っていましたものですから前の資料を引っ張ってきたんですけれども、容積率の緩和と地価が大幅に上昇する可能性もあるということが一つと、それからここ十年間において、要するにここ十年間というのは去年ですが、ここ十年間において六十万戸が新築される、そして土地取引を除いても二十四兆円の投資が見込まれるという経済緊急対策に最も合っているような話をしていただけて、それで法案になったと思うんです。

まだ一年しかたっていないけれども、恐らく一年でもこの法案というのは、全国各地の都心でも東京都がかなりウェイトの高い法案だったと思いますけれども、そこらの今言った住居の新築状況とそれから経済波及効果、これをお答えしてください。

○政府委員(小川忠男君)　先般の改正は二つございまして、一つは、今先生がおっしゃいましたように高層住居誘導地区という新しいゾーン概念をつくったわけですが、これにつきましては現在指定に向けて努力中でございます。現実指定済みという地区はまだございません。

もう一つの改正内容は、マンションですとかアパート、いわゆる共同住宅につきまして、廊下ですとか階段といった共用部分を容積率算定から除外するという改正でございました。これは、もちろん全国津々浦々に適用になるわけでございまして、その効果だけを切り離すという計算は非常に難しいわけでございます。ただ、この特例の適用を受けたマンション、アパートの建築実態でございますが、改正法が適用になりました平成九年六月から平成十年三月までの半年強の間で、全国で戸数にして五十九万戸、延べ面積にして三万六千方メートル、金額にして建築工事費は六兆四千億円という推計になっております。

したがって、そのうち改正部分でどれだけ寄与したかということはなかなか引き出しにくいのでございます。ただ、一点申し上げられますのは、六兆数千億円という膨大な金額が動いている

実物に対して数十%の容積率緩和という具体的な措置が織り込まれているということの影響というのは、間接的にマンション価格が下がったのかあるいは広がったのかどちらかはわかりませんが、やはり強烈なインパクトを与えたと思います。それから、ただいま私はマンションの面積を申し上げましたが、若干数字間違いがございました。正確には三千六百万平米というふうな数字でございます。訂正させていただきます。

○鈴木政二君　これはもう聞いていなかったからよくわからなかったのですが、数字を聞かせてもらって、本当にすごい効果だなというのがわかりました。

そうすると、先ほどの上野先生の質問のように今度の連棟建築物設計制度、これもこういう面では即効するような話に私も感じられるんですけれども、そこらの所見をお願いします。

○政府委員(小川忠男君)　私が素直にお答えするに若干自画自賛みたいになって恐縮なんですけれども、日本の町のつくり方といえますか成り立ちといふことを考えますと、やはり一番問題なのは、敷地が余りにも狭小であって過密状況だということだろうと思います。そういう町をつくるにせよ、やはりそれがネックになっている。したがって、何らかの形で、地上げと言うと聞こえが悪いんですが、敷地を統合する、もう少し広い面積を確保するというのが基本だと思っております。ただ、それはなかなか言うはやすくしてそう簡単にはいかない。ならば、権利関係は別として、建物のつくり方を、敷地を共同してという発想に立つのが今回の制度でございます。

その意味では、正確な制度を御理解いただくには若干努力と時間が必要だとは思いますが、非常に日本の実情を踏まえた制度だと私は思います。その意味では、かなり速いテンポで強力な町づくりの武器といえますか道具立てとして非常に有効に機能するんではないかというふうに内心思っております。

○鈴木政二君　今私もその話をちょっとしたんですけれども、これは結構新しい制度ですから、私はかなり正確にPRしていかないとトラブルのもとになると思うんです。特に、お年寄り夫婦だとかいふ関係の人たちがそこに住んでいて、連棟の話をしていった場合、自分の息子や何かで後いろいろという話の中で、こういうトラブルは私は非常に多くなってくると思うんです。こういう場合の対応の仕方とかPRの仕方をしっかりしていかないと、建設省は比較的下手なんです、PRが。そういうものがわかりやすくしていただいた方がいいと思うんです。

建築基準法という法律は、正直言いますと、一般の建設屋さんとか、それから役所に勤めている人とか政治家の先生方だとか、そういう人は割とよくわかるんです。だけれども、それは本当に限られた部分で、家を建てるような人という一生の仕事のときぐらいいしか建築基準法というのは直接関係ないわけで、特に技術関係が多いし、恐らくこれを読んで家を建てる人なんか一人もいないと思うんです。それぐらいいない法律であるから、そういうPRをしなきゃいけないことと、トラブルの対応の仕方というのはどういふふうにしていくか、二点聞かせてください。

○政府委員(小川忠男君)　建築基準法、それから民事関係における従来の常識的な慣行の極めて特例的な条項が盛り込まれております。その意味では、単に連棟建築物設計制度というのは、今現時点で建物共同で申請しようというだけではなくて、五年後十年後にどちらかが建てかえるような必要性が生じた場合にも影響が出てくる。本来あると思っていた容積率が結果的に隣に移っているということがあり得る制度でございます。

その意味では、確かに一生に一遍しかおつきりにならないような方々が、五年後十年後も念頭に置いた上で現段階で枠組みを設定するということでございますから、やはり一二〇%正確な意味です。そこを御理解していただくといいことだと思います。それについては私どもは当然周知徹底、宣伝というふうなことを努力させていただきます。

と思いますが、最後はそれを認可する行政庁の側が申請者に対してその申請内容が個人にとつて意味するところを、こういう結果になるんだと意味するところのプラス面マイナス面をきちっと説明した上で認可するということが最後のガードになると思います。

その意味では、いろんな意味でのPRの努力は当然いたしますけれども、公共団体に一肌脱いでいただいて、制度運用に当たっては誤解がないように、そこはきちっと確認にもだめ押しにだめ押しを重ねた上で認可してオーソライズするという努力を公共団体にはお願いしたいと思っています。

○鈴木政二君 おっしゃるとおりだと思います。ですから、特に市町村、県はよく建設省と打ち合わせをして、そういうことを理解してもらった上でやっていただくように、ぜひお願いをします。

ちょっと途中になって恐縮で、通告もしていませんでしたけれども、さつき岩井先生がオウム真理教の話をして、岩井先生も大変御心配をしておったんです。つい最近のテレビ、先生方も見られたかかわりませんけれども、またいろいろな地区でオウム真理教の事務所とか、名古屋ですとか電子関係のお店をしているとか、いろいろなわさが出ておりまして、突発的な話で大変恐縮なんだけれども、あれほどのことをしていた宗教団体であります。

宗教の自由は当然ながら私どもは理解をしておりますけれども、やはりさつきの岩井先生の話のように、住民にとってはこういう事件の後で、今はちょうど裁判をやっている最中でありまして、この間も何がしさんが無期懲役になったとか、そういう話の中で、非常に皆さん関心を持ち、また地元住民としてそういうところの事務所とかそういうものというのがある面では市のマスタープランやいろいろな問題の中で公共の福祉に反したり、公序良俗に反するようなことがあると思うんです。

突発的な質問で恐縮なんでしょうけれども、岩井先生に関連して、その話の中で建設省として建築の問題

としてその対応の仕方はどんなふうに考えて、また手が打てるのかどうなのか、お答え願いたいと思います。

○政府委員(小川忠男君) 先ほど大臣からお答えしたことに尽きるわけでございますが、若干敷衍いたしますと、上九一色村でああいうサティアンと称する建物が建った時点においては、建築基準法としては実は抑止力の限界を超えていたという点がございいます。

超えていたといえますのは、建築基準法の集団規定というのは都市計画区域内でしか機能しなかった。したがって、都市計画区域外になりますと、単体規定は別でございしますが、建ぺいとか容積率、高さ制限等々の規定というのは建築基準法は実は適用になっていなかったわけでございます。それが現段階では抑制できるようになりましたというお答えをしたわけでございしますが、それは平成四年の改正を根拠にして、都市計画区域外であっても条例で建築規制を、必要な網をかぶせることができるという体系に切りかわったわけでございします。山梨県では現にそういう条例をもう既に持っているというところをお答えしたと思っております。

ただ、そのときに建築規制といふような社会事象との間で一つ悩みがあるのは、やはり建築規制にはだれがどういふ目的でということには必ずしも規制の正面切った判断基準にはなりにくいという点がございします。やはり事実が淡々と、その構造がどうか、高さがどうか、建ぺい率がどうかという技術的な側面でチェックをしていくという体系でございしますので、それに抵触しない限りは建築規制としてはなかなか難しいという点はございします。

いずれにせよ、少なくとも冒頭申し上げました都市計画区域の内外で法的効果の及ぼし方に決定的な限界があるという点に関しては、少なくとも条例というフィルターを通じますが、準備さえしてあればそれなりの規制は行えるという体制にはなっております。

○鈴木政二君 本当に急な話で申しわけなかったんですけれども、岩井先生がいろいろな面で現実に見てきて、体験の中で、私も同じでしたけれども感じました。宗教の自由は当然であります。ただ、今の状況の中でいろいろ考えさせられるというふうに私も思っております。

建築基準法に入らせていただくんですけれども、要するに建築確認と検査の民間開放の話であります。

私は、不思議に思うことが一点あります。不思議というのは、これは答弁いただければ解決できる問題かも知れませんが、建築主事が今全国で千八百人おる、こういう話です。そうすると大体一人当たり六百件を超える膨大な審査だと思わうんです。外国の例を見ると、アメリカで二十六人が十万人に対している。オーストラリアは二十三人、日本は今の数字でいくと六人ということでありまして。

ただ、私もこれを調べてみてちょっと不思議に思ったのは、建築主事は千八百人なんだけれども、建築主事資格検定合格者のうち建築主事に任命されているのが千八百人だ。あと残り、その資格を持っている人だけども、資格者が今一万五千五百人もおるといふ数字を見させてもらいました。

ということとは、この人たちは、もちろん特定行政庁に任命されなきゃ主事になれませんけれども、現実にはこういう一万五千五百人というのはある面では予備軍です。そして、今度民間でやるというのは、確かに規制の問題やいろいろな問題で民間にやってもらうということは私はいいと思うんですが、けれども、こういう一万五千五百人の方々の今の職業というのが、どういう方々が一万五千五百人いらっしゃるのか、ちょっと聞かせてください。○政府委員(小川忠男君) 率直に申し上げますと、一万数千人の方々の現在のポジションというのは私どもとしては把握いたしておりません。ただ、一万数千人というのは制度ができて以来の累計でございますから、極端に言えばお亡くな

りになった方も含めて今まで五十年間にわたって資格をお取りになった方々を全部足し合わせると一万数千人という状況でございます。

○鈴木政二君 そうすると、今のこの実態は、ポジションは平たく言うところからいって、そうしますと、例えば建設省の方でもこの資格を今持っている方はいらつしやるわけですか。

○政府委員(小川忠男君) 私どもの局内にも若干人はいると思います。実務経験はほとんどないかもしれませんが、極めて少数ですが、いると思います。

○鈴木政二君 それで、今度のこの民間の指定確認検査機関、さつき私は聞き忘れてしまったのかどうかかわりませんけれども、これは建設省としてはどんなふうな形の方々にお願いというか、これは県が指定することになっていきますから、建設省としてはどんな方々を考えていらつしやるんですか。

○政府委員(小川忠男君) 理想型といえますか理念型とすれば、やはり制度が成熟した段階では、純粋に民間で企業あるいは設計事務所で建築関係の仕事をした方々が資格試験をお取りになって確認検査事務所を開くというのが一つの典型例だと思っております。

ただ、現実には資格者検定の要件として、確認業務に二年間従事しているという要件が設けられておりますので、制度を創設したしばらくの間は過渡的な話として、やはり今先生もおっしゃられた千八百人が現職の建築主事で、一万数千人が、私はどこに在るか定かではないと申し上げましたが、どこかに必ずいるわけですから、そのすき間のところが第一義的には制度生い立ちのしばらくの間は人材の供給源になってくると思います。

ただ、長い目で見た場合には、専ら行政経験はないけれども、建築を学んで民間企業で、それはゼネコンなのか設計事務所なのかどこのかは別として、経験を積んで、それで資格試験をお取りになってというのが一般的なイメージとして描き得るんだろうと思います。

○鈴木政二君 そうすると、局長の考えるこの指定確認検査機関の方々というのは、今が建築主事が千八百人おる、この方々は現実に年間百万万申請の件数がある。そうすると、大体どのくらいの人数を考えていらっしゃるんですか。要するに、この機関でみなしでこういう検査ができる、こういう形の方が一体どのくらいの人数を考えていらっしゃるのか。

○政府委員(小川忠男君) 極めて大ざっぱな話でございしますが、先ほど例えばアメリカあたりは人数にして五倍から六倍というふうな数字がございしました。五倍から六倍までもし人間がいるとするならば、中間検査も含めて行政というか、行政が民間からは別として、資格を持った人間がやはりアメリカ並みに二回、三回と検査に入るというところまでやり得ると思います。ただ、五倍から六倍の人間を確保するというのはなかなか大変だと思います。したがって、あえて数字を言えと言われれば、私は個人的にはやはり三倍程度の人間は欲しいと思います。

○鈴木政二君 わかりました。

そこで、私はこの指定確認検査機関、一番大きな問題というのか、これは私は手数料の問題があると思うんです。局長はおわかりだと思うんですけれども、これは建築主が実際に来られなきゃならない。だけれども、今の状態の中で建築主事が手数料、建築主事が取るわけじゃなくて地方自治体が取らなければならない、この数字の実態。要するに、金額、手数料の問題が私は大きなウェイトがかかると思うんです。

今現実には、この建築主事の手料は一体どんな状況なのか、教えてください。

〔理事上野公成君退席、委員長着席〕

○政府委員(小川忠男君) 現行の確認手数料でございしますが、基本的には実費を勘案して政令で定める、こういう規定になっておりました。実際の政令では、確認にかかわる建築物の規模、広さによってランク分けをしております。一番安いのは

八千円でございます。一番高くても五万平米以上の物件で七十一万円というところで、八千円から七十一万円まで幾つかのランクに分かれております。全国でたしか二百億円強の手料収入が上がつっていると思います。

それで、これが実態として実費を勘案して政令でということだけれども本当はどうなんだということでございますが、あえて言わせていただければかなり安いと思います。実費割れをしていると思います。行政が今徴収しているのは。

ですから、そこは基本的にはきょうあす直ちにということではないとは思いますが、やはり行政側にとつても今後の大きな課題の一つだと思います。

○鈴木政二君 だから、これは今現実にはかなり行政が負担をしているという話です。私もコストを調査したら三分の一以下ぐらいじゃないかという話を聞いています。正直に今局長に言っていただけども。

そうすると、この検査機関の手料と、今言いました現状の手料のバランスをどういうふうにしていくか。例えば全国一律にしようのか、それともその地域地域によって、もちろんさっきの手料の段階があるんだけど、全国一律の公定価格にしちゃうのか、それとも自由な価格にするのか、建設省としてはどういうふうに考えていますか。

○政府委員(小川忠男君) 制度がある程度成熟してきた段階では、基本的にはマーケットが決めることだと思います。地域別であれ全国一本であれ、行政が料金を高い安いということではなくて、マーケットによって各確認検査機関が独自に料金をお決めになればいい話であるとは思っています。ただ、制度を創設してそれなりの枠組みが確立されるまでは、しばらくの間はある程度行政上のチェックというのをもやむを得ないという感じも別途、一面では持っております。まだ確たる枠組みは構築し切れてはおりませんが、そのときに恐らく一番問題なのは、自律的に採算ベースに

乗るかどうかという一点がかなり難しいという思いは率直に申し上げて持っております。

ただ一面では、逆算をいたしますと、どの範囲の営業区域で、どういう物件を対象にして営業を展開するかというのは申請者の申請主義でござい

ますので、極言すれば、もうかるかどうかという点で、したがってもうかるんだというトートロジーの議論というのは片方にあり得るので、それ自体は必ずしも好ましいことではございません。その意味では、もうからないところは行政が補完をして、もうかりそうなところは民間がということとがしばらく続くのか、そういうことも考えられますし、今のタイミングでは正確な展望を描き切れていないというのが率直なところでござい

ます。ただ、いずれにせよ一つ言えることは、やはり行政について、民間を育てるという観点から行政のコストを上げるといふつもりはございませんが、それ自身はかなりコスト割れをしている。したがって、中長期的には応益負担の考え方は徹底すべきだという問題意識を持つ一方で、民間については基本的には自由な価格だけれども、やはりしばらくは行政の値段というものをにらみながら多少チェックはさせていただく。ただ一方で、基本的にはサービスによってそれなりの足場を築いていってほしいというふうな感じでございます。

ちよつと抽象的で申しわけございませんが、問題意識だけは強烈に持っているつもりでございます。

○鈴木政二君 局長の言いたいことはよくわかりますし、私の言いたいこともよくわかってくれると思うんです。

これは本当に難しい話でして、ここまでやった以上はもう後に引けないわけでして、ある程度の腹を据えての進め方をしないと、最終的にはさっき言ったようにユーザがするわけです。そうすると、今度特定行政庁の建築主事のあり方もかなり大きな影響力を持つし、もう一つ、これを一つ

間違えると今度は住宅価格にはね上がってくるわけですから、もうおわかりだと思わなければなりません。そういう面での進め方というのは新しいだけに難しいし、問題意識を非常に持っているという今のお話は当然だと思わされます。

局長の立場として、これから全国にこの話が邁進するわけでありまして、やっぱり早目の判断を持たないと、各層からいろんな御意見を賜っておかしくなる話も出てくると思わしますので、私はこれは早目に決断をせざるを得ないだろうと思っております。もう一度御所見を。

○政府委員(小川忠男君) 繰り返してございしますが、基本的にはマーケットがどういうふうなことでございしますが、しばらくの段階はある程度の価格の目安というものは我々なりに持つて、公共団体がお考えになるその地域での相場観というのがありと思わしますので、その辺との突合をしながら何種類かのランクづけをするのか、一本でやるのか、かなり早い段階で枠組みを設定して徹底させたいと思わします。

○鈴木政二君 時間がなくなつてまいりましたので、欠陥住宅の話で一点だけ明確にさせていただきます。例の日弁連の話であります。建築基準法の予定する工事監理が名義貸しによって形骸化しているという状況の中で、中間検査の話であります。先ほどちよつと出しましたけれども、この問題はきちつとこの場で正確にお答えを願いたいと存じます。

○政府委員(小川忠男君) 幾つかの観点からお答えさせていただきます。現在の行政の実力、それから民間確認検査機関が現段階では全くないという状況のもとで、全国一斉にすべてについて中間検査を導入するという制度は、恐らく言うべくはやすくして絶対に実行できないと行政としては思っています。

したがって、特定行政庁が地元の状況を見ながら、みずからの実力をにらみながら特定工程を指定した上で段階的に施工していくという

のが現実的だと私も思います。それが二点目です。

それから三点目につきましては、建築士による工事監理がしっかり行われていないではないかという指摘がございます。それについては私も、相当程度そのとおりだと思います。現実についてはやはりもう一回足元をつくり直す、鍛え直すという作業がどうしても必要になってくると思います。それは断固やるつもりです。もう一回きちっとした形で建築士に責任に応じた対応をしていただく、それを制度的にも担保するような形をもう一回組み立て直したいと思っています。

そういうふうなことを片方に置きながら、片方が必要であれば中間検査をやります、こういう体制でというのが現在お願いしている案でございます。その場合に、恐らく長い目で見た場合には、片方で建築士による施工監理がきちっと再編成される、片方で民間機関も育ってくるならば中間検査そのものの守備範囲がだんだん広がってくる、成熟してくる。初めは少ないけれども、必要なものについては全部網がはさるような体制が若干の時間をいただければ構築できることを期待して、そういう方向に向けていろんな意味での準備を進めていくということだと思っています。

○鈴木政二君 わかりました。非常に明確に答えていただいて、ありがとうございます。これはかなりいろんな面で注目をしている話でありまして、しっかりとした御意見、ありがとうございます。

さっき触れたかもわかりませんが、住宅金融公庫の融資住宅等は地方公共団体に現場の審査などの業務を委託しているという制度があります、さつき上野先生がお話しいただいた話ですけれども、これは非常に重要な話なんですけれども、現在、この融資をしてやった住宅というのは、先ほどの阪神・淡路大震災のときになんか強固だったという話が出てくるんです。そういう面では、中間検査のあり方というのは非常に有意義なのか、なというのが私の個人的な見解ですけれども、こ

の中で最終的に委託業務というのはどういうふうな考えられますか。

○政府委員(小川忠男君) 民間の確認検査機関の育成、あるいはこれによって民間の確認検査機関の育成、例えばユーザーが民間の確認検査機関に、公庫だけが行政サイドで現場検査ということにはならないだろうと思います。そういう場合には、金融公庫の途中段階の現場検査というものは、お客さんが選んだ民間確認検査機関がワンバックにして行うということになるのは自然の流れだと思います。

それから、先ほどの御質問と絡みますが、やはり民間検査機関を育てていくという意味合いから、これは県との御相談事ではございますが、準備が整いつつあらず、むしろ県ではなくて、特定行政庁ではなくて、やはり準備が整った民間確認検査機関の方に公庫の現場検査もお任せするという体制に少しずつ順次切りかえていくというのは、一つの考え方としてあるだろうと思います。

○鈴木政二君 時間も参りましたので、あと二、三ポイントだけ。

この間の経済審議会の話ですけれども、平成八年十月の建議において、建築規制の実効性を高めるには課徴金徴収制度などの導入を検討すべきというのが出てくるわけです。これは、私は非常に大きな問題だと思っています。この問題について、局長はどう判断されておりますか。

○政府委員(小川忠男君) 一つの考え方、切り口だと私も思います。思いますが、やはり最終的に制度として、さあ右か左かと、こういうふうな問われたときに、少なくとも現段階で、建築物でどうか市街地の安全性というのは金銭で代替できるということには多少の違和感を覚えているというのが実感でございますし、恐らくその辺の受けとめ方というのは、私もただでなく世の中一般の認識として、金を払えばいいことについて、そういう趣旨ではないとは思いますが、そういう受けとめ方をされかねないシステムについて、今直ちにとということについては若干まだ煮え切って

いないかなという感じはございます。ただ、いずれにせよ、行政上の手だてと課徴金的なものをあわせてというふうなものは、近いか遠いかは別として、将来的課題の一つかなというふうな思いがいたします。

○鈴木政二君 私は、これは本当に重要な問題だと思っておりますので、近い将来具体的にできるものならしてほしいという気持ちを持っておりま

す。こうやってずっと建築基準法をやっている中で、正直な話、やればやるほど自分の個人的な感じになってくるのは、自分の家を自分の財産で建てるとなると、立派な家で強固な家で家族は安全にという気持ちはみんな持つわけです。だれでもそうだと思う。

その中に、今私はいろんな質問をさせてもらったけれども、将来本当に建築確認が要るのかどうなのか。個別的な住宅、要するに自分が自己責任を持ってきちっとしていく中で、確かにいろんなルールはあるし、さっきの話のように公の福祉に反しない限りは本当にここまで建築確認が要るのかどうなのかと、やればやるほど最終的にそんな気持ちにもなっているわけです。要するに、俗っぽいことではあるが、自分の家を建てるのに、自分が守って自分がきちっとするのは当たり前だから、こんなものは必要はないんじゃないかというのは庶民の感覚だと私は思うんです。

容積率の問題、いろんな問題があるけれども、基本的に建築確認という問題が、個別住宅、要するに自分の住宅にとつては将来本当に必要なものかというのが私の実感であります。やればやるほど最後はそういうところに気持ちが行ってしまうところが今度の問題のいろいろ苦しい部分があるんですけれども、きょうは自分の率直な意見を述べさせてもらったので、非常に難しい話かもしれませんが、局長、どう思いますか。

○政府委員(小川忠男君) 局長としてはなかなか答えにくい御質問でございますが、率直に申し上げまして、私は、日本のマーケットがきちっと整

備され機能するならば行政的な面でチェックをするという必要性というのはなくなるとは言わないまでも、現在ほどである必要はないという可能性はあると思います。

例えば、基準がはつきりしていて、それに違反しているような建築物がもしあったとして、それを本当にマーケットが相手にしないというところまで取引慣行、市場が成熟しているならば、むしろそれはマーケットが自然淘汰する話だということのも一つの物の考え方としてはあるだろうと思います。

ですから、細かい点について言えば、集団関係の町づくりの観点はどうだとかいろんな議論はあります。ありますが、事の本質からすれば、やはり行政がチェックをするのか、マーケットがチェックをするのか、あるいは設計者、施工者が自己責任でやるのか、外部検査なのか、いろんな組み立て方があるわけでございます。先ほどの中間検査等工事監理の話をいろいろ伺っておりますが、要は自己責任の領域なのかあるいは外部検査で担保するのかの選択の問題だという感じを持っております。

今の御質問については、もう少し射程距離を大きくして、そもそもどうなんだというふうなことでございます。若干くどくなりまして、局長としての答弁の限界は超えているとは思いますが、やはり一つの物の考え方として、そういう発想はあり得るだろうと思います。

○鈴木政二君 大変立派な御答弁でした。外れた部分もあると思いますが、そういう面では柔軟だし、先を見ているなという感じがして、さすがに建設省の住宅局長であります。

最後でありますけれども、大臣、お待たせをしました。私は二十六から、地方議会からずっと自民党でやってきました。その中でこの建築行政、もともと大きく言うならば住宅行政です。我が党、これは自分の党で言うのも何だけれども、いろんな政策は私は一つも間違っていないかったし、よかったです。

思うんですけれども、この住宅政策が我が党として余りうまくなかったんじゃないかという気がいたします。

それは何かといいますと、まず核家族をつくってしまつた。それでも一つ、この核家族によつて、日本の一番大事なもの、要するにおじいちゃん、おばあちゃん、両親、そして子供、この三代が本當にうまく心の交流をして、家族のきずな、地域のきずなを築いていった。これが親子の断絶をしたりいろんなことをして、少子化まで通じてしまつた。

それで、私のふるさと愛知県知立という小さな六万の町ですけれども、昭和三十年代に日本住宅公団の公団ができました。ここは一万人の大きな公団だったんです。私が中学生だった高校に入るぐらいのときだったんですけれども、その家に友人がおりまして遊びに行った。そのときの狭さ、要するにこのときの狭さを日本の建築、特に集合住宅やいろんな建築の基礎、模範にしてしまつたから、あらゆるところが狭くなつてきた。衣食住というものがあつて、衣も食も私たちが満たしてきただけです。ただ、肝心の住、住むところが余りにもまだまだ劣だと私は思っています。

もう一つ、ここでもそうですけれども、我が国は大変公共物は立派です。だけれども、小さいところ、要するに私的な部分ですと、大臣もお気づきのとおり会館を見るとびっくりしますね。仕事する場所が余りの狭さです。もつとと言うなら、大臣の宿舎はどうか知りませんが、私の清水谷の宿舎、上野先生も一緒ですが、あそこは昔の感覚で今ですと来ているという感じが私はするんです。

さつき局長が健康を守るという話で、採光、通風、それから遮音、遮音なんというのは、御存じのように丸聞こえです、話なんというのは、私は、この健康を守るというのは、さつき上野先生おっしゃったけれども、もう一つ大事なことは精神的な健康を阻害しているということ、狭いから、こういういろいろな問題があります。

大臣、この間、建設省の人とレクチャーでいろいろやっています、大臣を見てみると、正直言つて閣僚の中で一番こわもてです。見ている感じは非常に堂々とあれですけれども、すごく優しくして何か気配りがあると建設省の人が言っていました。

大臣、私はちよつと言ひ過ぎたかも知れませんが、我が党の一番の失敗だったと言つたかも知れませんが、これからは前の人たちの話でありまして、これから私どもはこの住宅、衣食住の住を何としてでも先進国並みにする責務があると思ひます。

そして、大臣、もう一つ。これだけの抜本的建築基準法をつくられました。大臣は国対委員長もやられてよくわかつていますけれども、残す法案は余りないですね。そこらをあわせて住宅政策全般でも結構です。大臣の思つたことを述べていただきたいと思つております。

○国務大臣(瓦力君) 大変御研究いただく委員の方々の質問をこれから引き続き受けるわけでございますが、確かに鈴木委員御指摘のように、私どもがまだ子供のころは大家族でございましたし、どこへ参りましたも日本の田の字型の住宅といふのは一つの形をつくつておつたわけでございます。永田委員もいらつしやいます、私は石川県でございますが、石川県と富山県は住まいの面積では全国で一番広いところでございます。

しかし、考えてみますと、私どもの社会自体が昭和三十年代後半からどんどん変わつてまいりました、社会資本整備というものを、また町づくりにいふものを本格的に取り組んできたわけでありまして、欧米社会と違つて我が国のストックは極めて方向がなかなか住宅に至るまでで上がらなかつたわけでございます。また、家族構成も今委員指摘のように変わつてまいりました。一つの豊かさを基盤といたしますと、どういう住まいのあり方、町のあり方がいいのかということ、今度の大改正を通じて非常に大きな過渡期にあると思つておりまして、この時期を大切にしたい、

こう思つておるわけでございます。

そういつておるわけを考えると、今御案内のとおり規制緩和でありますとか官民の役割分担でありますとか国際調和でありますとか、また阪神・淡路を経て安全性の一層の確保でありますとか、そういった環境の変化や大きな変わり目に立ちまゐつてこの改正を行ひまして、また引き続き関係規定や体制の整備といふものを二年以内に制度全体を組み立てていくという作業を急ぎまして、この改正の実のあるところをつくり上げさせていただきたい、こう考えております。

今回導入される性能規定化でありますとか土地の有効利用に資する仕組みでありますとかコスト低減といふのは、これからどんどん進むわけでございますし、住宅にもそれぞれ履歴がついて住宅性能表示制度の整備でありますとか性能保証制度の充実等いろいろ政策課題を含めましてこれから進めてまいらるわけでありまして、今委員御指摘のように、もう我々のときの家や町とこれから我々がつくっていく住宅や町並みやそういったものが大きな今の基準法の中に時代の変化を感じながらおるわけでございます、大変ただいまの質疑に對しまして、そういう時代背景を持ちながら御質問いただいて感謝をいたしております。

どうもありがとうございます。

○鈴木政二君 どうもありがとうございます。○小川勝也君 民主党の小川勝也でございます。有意義な午前中の議論でございました。私は、実は建設委員のころからこの法改正に興味がありまして、長いこといろいろなことを教えていただきながら本日の質疑を迎えるわけでございます。

最初、私は人がいいのもありまして、あるいは建設省にいつも協力的なものですから、大改正が大変だったな、そんなことでこの法律を考えておりました。この質問に当たりまして少しづつ勉強していろいろ、あるいはいろいろな方々の御意見を伺ううちに、この法律に問題点がたくさんあるな、そんな感想を持ちました。建設省の方にそれを打ち明けますと、実は私たちが完成されている

とは思つておりません、この大きな骨組みをつくることによつてこの法改正を充実したものにしたい、そんなお答えもありました。性善説か性悪説かといふのは別にいたしまして、今国会のこの委員会での審議、議論を十二分に反映させていただきまして、謙虚に行政に当たつていただきたいとまず申し上げておきます。

そして、きょうの質問は、そのいろいろ見つかりました問題一つ一つにつきましてお答えをいただく、そんな形にしたいと思ひます。何でこんな問題がこぼれ出ているのかというふうな考えました。まず感じたことでございますけれども、後で政省令で定めるといふことがいかに多いか、そういうことでございます。

法律が家だとするならば、私たちがこの委員会ですべてのことは中間検査じゃないか、そして完了検査がない、そんな感想を率直に持たせていただきました。どれだけの敷地に何坪の基礎を打つて柱を上げて屋根をつくる、こまごまからこの法律案の改正が見えていただいていないからであります。コンセンソの位置であるとかカーテンの色なんといふのはこの委員会でも審議する必要がないかもしれないけれども、政省令で定めるといふことが多いといふことは、後々我々が想定しない家が上がる可能性をも含んでいるといふことだと思ひます。例えば二階の間取り、本当であれば六畳と八畳にする予定だったのが三畳間が二つに四畳間が二つつくられるかもしれない、そんなもとかしさを委員会審議に当たりまして覚えたものでございます。

これは一般論でございますけれども、ほかの法律案、ほかの委員会の法律案を見ておられます非常に多いなというふうな感じにおる次第でございます。これはいわゆる官主導と申しましようか、いわゆる立法権の低下を意味していると思ひます。我々が立法権を保障させるためには、もつと法律案に細かいことまで今以上に書く必要があるなといふことをまず述べさせていただきますといふ思ひまして、今法律案に当たつてはどうしてこんな

に政省令で定めることが多いのか、そして本当に大事なことでこの審議の時点ではなくて後で建設省で決めるという部分が多いのか、お答えをいただきたいと思っています。

○政府委員(小川忠男君) 私どもの率直な感じといたしまして、今回の改正で基本的な土台といえますか枠組みといえますか、これは法律でかなり明確に枠組みをつくり御審議いただいているという気持ちでございます。

ただ、もし一点あるとすれば、やはり建築基準法という法律の性格上、やはり事柄が技術的、専門的な分野にわたるとい点がございいます。その意味では、恐らく技術革新に伴って中身そのものが常に変わり得るものであるという宿命をかなりの程度帯びた分野がございいます。その意味では、土台といえますか基礎工事のところは法律で、それから世の中変わり得るとい分野あるいは技術的に過ぎるないし専門的なところは政令以下に委任させていただきたいということ、私どもとしては仕分けたつもりでございます。

その意味では、かなり二十一世紀に向けた建築基準行政のありようの基本的枠組みというのは法律で私どもとしては全力を込めて御審議をお願いする案をお願いしているというつもりでございます。

○小川勝也君 次の質問に入っていきますけれども、例えばこの根幹をなす柱の建築確認の民間開放、これをだれがやるのかということも私は不透明な部分がたくさん残っていると思います。

後々いろいろな問題点を指摘いたしますけれども、建築主事制度というのは今までのいわゆる地方自治体、行政の担当者が受ける資格を持ってきた。これを今度は民間に開放するというのも大きな柱の一つだと私は思います。この新しい主事の資格試験、これをどういうふうに関係し、どういう要項で実施するのか、そしていつからやるのか、この辺のお答えをいただきたいと思っています。

○政府委員(小川忠男君) 新しい制度に基づきます建築基準適合判定資格者検定と書いております

が、これについては法施行後できるだけ早く、具体的には恐らく来年には第一回目の検定試験が行われると思っています。

現在は、御承知のように行政側の職員が主として受けているわけですが、年間五百人から九百人程度でございますが、今度は一級建築士資格を持つてい方が受験対象になりますので、試験の内容もやはり技術的な知識そのものは当然にお持ちであるという前提のもとで、むしろ検査をする、確認行政をするというふうな観点からの試験科目、チェックというのが中心であると思っています。

いずれにせよ、来年には第一回目の資格検定試験をやりたいということ考えております。

○小川勝也君 私は、なぜこの部分にこだわると言いますと、この法案を迎えるに当たりましていろいろな方からお話をお伺いいたしました。今からお話することは、ある設計会社の方のお話でございます。もし民間開放されたとしても、その資格者たる人は当然のことながら市役所のOBであるだろう、こういうお答えでございます。

私もこの辺は考えておらなかったんですけれども、今、鈴木先生の質問の中に、いわゆる即応予備資格者があるわけでございます。当然のことながら、その方々というのは都道府県か市町村の建築部門を担当した人かそれに準ずる人だと思えます。御案内のとおり、建設省の技術者の方々の部門というのは強固な結束がございいます。それと同じように、市役所なんかでも同じ建築畑、土木畑、農業畑というのは強固なつながりを持っております。そうしますと、建設省なんかでも縦のつながりというものは当然あります。それと同じようなことが市町村の建築担当者とそのOBである資格者という関係を生む、これを私は聞いたときに、新しい資格制度を創設するのであれば、例えばその行政庁出身の資格者とそれ以外の方々の資格者の割合というのをある程度担保しないとこの制度は根本から崩れてしまうのではないかと、こんなこ

とを考えたのであります。

例えば、札幌市という市役所があります。そして、その建築確認をもしろうとしたときに、札幌市の建築行政、これは日本全国一律の法律ですけれども、町づくりや代々のしきたりやいろいろな風習や慣習があると思います。そのときに、札幌市のOBの方がいろいろ仕事しやすい。例えば、これが旭川市出身の人がやるとうまくいかないこともあるだろうし、民間で資格を取った人がやろうとしたときにOBを守るために札幌市がちよっとだけ意地悪するかもしれない、そんなことも危惧しているのであります。

バランスを考えた方がいいのではないかという私の危惧に対して、お答えをいただきたいと思えます。

○政府委員(小川忠男君) バランスというよりも、やはり世の中の移り変わりとともに自然体で対応すればそれなりの体制になるだろうという感じを私は個人的には持っております。

ただ、御指摘の点について一点だけ申し上げますと、行政出身者がしばらくは担うというのは過渡的現象としてやむを得ないと思えます。といひますのは、いずれにせよ資格者の要件として行政実務経験が二年以上というのが入っている以上は、少なくともしばらくの間はどこかで主事経験を積んだという方が主力になるというのは過渡的現象としてはやむを得ないと思えます。ただ、それがもう少し時間がたち成熟してきた場合には、行政出身であるのか純粋たる民間であるのかということは、むしろ行政がどの程度ということを持つことと主体若くは不見識だと私は個人的には思いますが、恐らく行政としては希望者があれば受けて立つというのが本来の筋だと思えます。

それからもう一つは、直接の御質問とかかわりないかもしれませんが、確認といふ行政事務の性格なんです、基本的には裁量が入る余地のない事務だと思えます。要は、確認法令といひますか基準に合っているのかいないのか、白なのか黒なのか、イエスかノーなのかということ、専門的

ではございますが技術的な判断の問題でございます。その意味では、余り行政とのかかわりというのは心配する必要はないんじゃないかと私としては思っております。

○小川勝也君 心配ないというお言葉ですけれども、一般の民間業者や個人にとつて公とか官とかいう人たちの占める位置といひますか、力の大きさとこの私ははかり知れないものがあると思ひます。役所のOBだったら信頼されるという部分がたくさんあると思ひます。

そしてもう一つ、過渡期を通して最終的にはうまくいくだろうと、そのお考えが今局長から示されました。もし新しい制度、これがいわゆる事実上の民間開放と言ふのであれば、私はスタートが一緒でなければおかしいと思ひます。例えば行政庁出身の方がフライングスタートして、その後民間が追いついていく、こんなスタートはどうも考えられないなというふうに思ひます。

それから、先ほど言ひました旭川と札幌でさえ差が出るという危惧が出ています以上、私は公出身と民間出身とは歴然と差が出るのではないかなというふうにも重ねて申し上げておきます。もしこんな私の危惧が本当だとすれば、最近はどうかわかりませんが、建設省を初めとする中央省庁は自分たちの仲間の天下り先を一生懸命つくつていたなどという話があります。それと同じように、今回、建設省が全国の地方自治体の建設担当者の仕事の道を開くということにもなりかねないと思ひます。

それで、今の質問ともつながるんですけれども、例えば今は行政OBの人が過渡期においてさくさく仕事を始めている。そこに後発の、私に言わせればハイノンドを背負っている民間がその分野に進出できるのか。そして、後発で頑張つて市場を開拓して業として成立するかどうか。その見通しをお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(小川忠男君) 過渡的な話として先ほどは申し上げたわけでございます、マーケットが成熟してくれば、行政経験がかつてあったのか、

あるいは純粋な民間として営業活動しているのかということは恐らく基本的な相違では私はなくなってくると思います。

民間であるからこそサービス精神が旺盛だとか、あるいは通常お役人的な境界を超えたりする意味での営業活動ということもむしろあり得る世界だと思ふし、その意味では確認検査、非常に技術的、専門的ではありますが、裁量が入らないところでどういう営業活動をするのかということはお客が選ぶことであつて、そこは行政出身だからということでお客さんが選ぶほど甘くないだろう、現実のマーケットはと思います。その意味では、恐らくどちらがよりマーケットで優勢を占めるかというのは、まさにマーケットが判断することだという感じがいたします。

○小川勝也君 私先ほど申し上げましたように、行政出身者は先ほど鈴木委員の質問で明らかになった数字でございます。それは亡くなつていられる方もおります。同じ市役所や県庁の中で別な分野で仕事をされておられる方もいるかもしれません。あるいはOBといつても御高齢の方もいるかもしれません。しかしながら、今の数字は決して小さい数字ではありません。これから民間に開放すべく新しい試験を一年後に実施する。それに先駆けてもうその市場に入る人が少なからずいるわけでございます。

そういうふうな、何年になるかわかりませんが、けれども、過渡期に業としてOBの方々が仕事を始めていられるところに民間の人が参入するぞというほどおいしい業界なのかということになります。そんなに建築確認を業とするのはもうかると思ひますか。

○政府委員(小川忠男君) 一つは、建築主事の資格者が世の中にたくさんいるという数字が先ほどございました。

ただ、恐らく一級建築士という形でそれに対応する数字をあえて言うならば、二十七万人という数字だと思います。一級建築士の資格を持つている人が全国には二十七万人いらっしゃいます。二

十七万人のうちから○何%かが志を立てれば、極めて膨大な潜在的な希望者、候補者があると思ひます。したがって、恐らく数字の上からいけば、必要にして十分なだけの人材を日本は持っていると思ひます。

それから、おいしい業界なのかおいしくない業界なのかということもございしますが、これは率直に申し上げて何ともいひにくい分野だと思ひます。といひますのは、確認検査だけなのか、これからの建築行政の進展いかんによつてはそうではなくて、民需発の確認業務、確認と言つて語弊でございますが、建築物の診断、チェックというのが恐らく日本のマーケットは必要な時期が来ると思ひます。そういうふうな状況を念頭に置いたならば、恐らく今後の新しい業態の一つとしてきちつとした発展をする分野だろうと私も思つております。

○小川勝也君 業として成立するかどうかという確認が当然ないわけではございまして、本当に民間の方々にその仕事をやってもらいたいと思ひうならばスタートを同時にすべきだと私は思ひます。行政OBの方だけが先行しているというのはアンフェアだと思ひます。

同時にスタートさせたらどうかという意見に対して、もう一度お答えください。

○政府委員(小川忠男君) 同時であることを否定しているわけではなくて、単に資格要件としてそれなりの実務経験をいうことを要件とせざるを得ないと私は思ひます。

いずれにせよ、そういう資格制度を本邦初演で新しくつくる以上は、それなりの資格、責任、能力のある方をというときに、確認検査業務の実務経験を何年間が必要とするという要件は避けがたいと思ひます。それをつけた結果として、立ち上がり後しばらくの間はその出身母体が若干限定されるというマイナス面も伴うということでございます。これは、五十年に一遍の大改正をやつたときの一年二年の問題というよりは、私どもにとつて本当に必要なのは、十年後二十年後という

枠組みがつくれるのか、そのために何をすべきかというふうなことが恐らく一番重要だと思ひます。

そのためには、スタートに当たつて、先ほど申し上げましたように実務経験という要件を抜きに制度を考へ得るならば、おっしゃるようなことは理論上はあり得ると思ひます。私はその一点だけが引っかかるので、結果として過渡的にはそういう事態があり得るかもしれないということを申し上げておきます。

やはり基本的には、どういふようでもございしますが、新しい今までの制度をこれから生み出すわけでございますから多少の問題はあるかと思ひますが、やはり基本は、十年後二十年後に日本の建築行政の枠組みあるいは建築のマーケットはいかにあるべきかという観点から制度をつくり、構築すべき問題であらうかと思ひます。

○小川勝也君 ちよつとこだわりますけれども、いわゆる行政出身以外の人が試験を受けて、さあ業として成立できるぞというところまでスタートラインをずらすべきだと僕は思ひます。今何年に一度の大改正として、その行政が先にスタートした市場では私はせつかくの民間開放が生かされなかつたと思ひます。その行政が先にスタートした市場では私はせつかくの民間開放が生かされなかつたと思ひます。それは後ほど御検討をいただいて、次の質問に移りたいと思ひます。

午前中も審議がありましたけれども、今までの法律にもあつた完了検査の実施状況が悲惨だという情報があります。もう一度報告をいただきたいと思ひます。

○政府委員(小川忠男君) 現段階での完了検査の実施率は、数字の取り方にもよりますが、基本的には三五五程度の水準でございます。全体の確認件数のうちで完了検査をきちつと受けているものの数字、この比率が約三五五という数字でございます。

○小川勝也君 その確認検査が三五五にとどまつている言ひわけと、そして今回の法改正でどのように変わるという感想をお持ちか、二点お伺いし

ます。

○政府委員(小川忠男君) 基本的には確認は大概の方はきちつとお受けになります。ただ、完了検査という制度が完了届が出た場合にとつて、制度上前提にしております。通常は、何か家ができてしまつたら完了届を出されないうまといふ方がいらつしやる結果として、その完了検査が比較的低いというのが現実の姿だと思ひます。

それから、あえて言えば、確認なりいふような検査業務に組織の全エネルギーが食われていて、出てきていない完了届を、あなた出していませんねとせんとくして検査に行くといふだけの実行行政上の余力がないというのが率直なところだと思ひます。

○小川勝也君 一般論でちよつとお伺ひしたいのですけれども、さまざまな確認申請の検査があると思ひますけれども、実例として、これはちよつとだめですと云われるのはどういふのが多いのですか。これをお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(小川忠男君) 実は、きょう御答弁する前にうちの部隊に具体的にはどういふものがあるんだといふことを聞いたんですが、確認を受けたいものはプロがやるわけですから、したがつて頭からはしにも棒にもひつかからないというのが確認申請に出てくるケースというのは極めてまれであるといふ話は聞いております。

ただ、行政として、これは何ともしようがないなといふのは、素朴に言えば余り難しい話ではなくて、やはり形態制限、容積率が違反ですとか、建ぺい率がちよつと超えていますとか、というふうなケースが圧倒的だと思ひます。

○小川勝也君 先ほどの札幌、旭川の話に戻るんですけど、例えば都市計画上のもの、条例、あるいはそれ以外商店街の申し合せなど、いろいろな町づくりや町並みの有象無象の申し合せや規制があると思ひます。そんなときに、今まででしたら例えば札幌市役所がすべて確認申請をするわけですので、この商店街は三階はだめになつ

ていますよということはいま説明できるわけですね。

ところが、今一般開放しますと、例えば旭川の確認業者が確認をしないと、その情報がなかったり、あるいは関係ないだろうと言つて町並みを破壊したりという、いわゆる町づくりや町並みをうまくやつていくという場合にこの建築確認の民間開放が阻害要因になるのではないかと、こういう懸念がございます。これは懸念は半ば当たっているのじゃないかと思いますが、御理解をいただきますか。

○政府委員(小川忠男君) 若干難しい問題を含んでいると思います。

町づくりあるいは都市計画、いろんな観点からいろんな方向づけをして御協力を求める分野というのは今までも必要でしたし、恐らくこれからも必要だと思ひます。

ただ、現状を一言で申し上げますと、建築確認という行政実態に合せていろんな行政指導が行われているというのが現実の姿だったろうと思ひます。ただ、それをきちつと分けますと、単なると言つと語弊がございしますが、いわゆる単なる行政指導なのか、根拠がはっきりした手続、規制なのかということ、恐らくこれからは今までの以上に明快に頭を整理した上で行政側も対応すべき問題だと思ひます。

ですから、町づくりあるいは都市計画という分野でいろんな規制を行い、住民の協力を求めるということであるならば、やはり今までの以上に根拠、手続、基準、この三つが明確になる努力をすべきだと思ひますし、それがきちつとしたものであるならば究極の姿は建築確認対象法令になると思ひます。根拠がはっきりしており、規制、基準がはっきりしており、手続がはっきりしているものであるならば、それは一般的には建築確認の対象法令に条例としてなされるから、それは民間の確認検査機関でも当然の義務として確認対象に組み込むということになると思ひます。

それ以外の根拠が行政指導だけということ、し

かも行つて見なければよくわからない、何を求められているのか、いま一つよくわからないといったたぐいの行政指導は、これからはもう少し足元を再編成しきつとすることが求められる、恐らく今回の基準法改正はそのきつかけになるだろうと思ひます。

その意味では、くどいようですが、町づくりについて根拠、手続、基準がはっきりしているものについては私どもも公共団体に対して全力を挙げて応援したいと思ひます。

○小川勝也君 この法律の前に都市計画法を審議したばかりでございます。さまざまな地方や地域でそれぞれの特色を生かした町づくりをしてほしいなと思ひます。

例えば外国に行きますと、色が同じ屋根、同じ色の壁、あるいは商店街などで言いますとアーケードの高さがありますので、いろいろと統一したりする事項があります。これは建築基準法改正と直接関係あるかどうかわかりませんが、町づくりや町並み規制、いわゆる広義におきますと都市計画と建築基準法の整合性、これがうまくとられますようにこれからも御努力いただきたいと思ひます。

次に、性能規定の方に移りたいと思ひますが、これは先ほども少し嫌みなことを申し上げました。この参議院の調査室からいただきました資料の中に十の財団が載っております。日本建築センターなどでありまして、例えば、その住宅に使用したさまざまな木材、資材、建材、あるいはユニット等に安全のお墨つきを与えるところが今度の法律でできるわけでございますけれども、この十の財団はすなわちその中に含まれることになっているんですか。

○政府委員(小川忠男君) 十の財団が含まれるかどうかということは、彼らがどういう今後の生きざまというか業務展開をしようと考えているかというところによると思ひます。

ただ、十というのは多少語弊があると思ひますが、所管財団の相当程度、例えば日本建築センター

でございますとかベクターピング、いろいろございしますが、客観的に見て現在の日本できちつとした検査を行い建築物をチェックする、性能を評価するといった整備と実力を持っているものを言えと言われれば、今おっしゃった十の財団あたりはその最右翼に位置するといふふうに評価いたしております。

○小川勝也君 たまたまこの十が出ておりましたのでお伺いしますけれども、建設省OBの方がこの十の財団にどのぐらい役員その他で行つておりますでしょうか。

○政府委員(小川忠男君) 手元の資料でございますが、十の財団で私ども建設省出身なのかどうかというのはちよつと定かではございませんが、国家公務員出身ということでお許しいただきたいと思ひますが、十三名が国家公務員出身で役員として行つております。十の財団で十三名です。

○小川勝也君 以前に説明を受けたときは、さまざまな研究機関や大学、あるいは海外の研究機関も含めてこの性能規定を認定できる団体として指名する予定だと、こんな話をお伺いしましたが、どういふところまで話が進んでおるか、最終的な数はどのぐらいにする予定なのか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(小川忠男君) 数については名乗りを上げてきちつとした設備なり能力を持っていれば限定を設けるつもりはございません。

それから、海外の機関でございますが、建築基準法という法律を改正する前に運用の問題として外国とはいろんな御相談をしております。相互主義でいろんな形で外国の検査データを日本ではそのまま受け入れようとか、あるいは外国の機関が認定した木材について国内での流通を認めますというふうな取り決めを外国とやつておりますが、もう既に海外のカナダの機関でございますが、研究機関の検査結果というのは日本ではノーチェックで受け入れるという相互協定を結んでおります。また、木材の規格については、北米材でございますが、アメリカ、カナダ両国でございます

が、十三の木材の規格について既に相互認証を行つております。

したがしまして、余り気がつかれないかと思ひますが、工事現場へ行かれますとJAS、日本農林規格、JASマークとあわせてWWPAとかカナダ、アメリカなんかのマークのついた木材が見られると思ひます。それは運用上の話として相互認証で外国の評価機関が認定したものである。そのまゝ日本国内で受け入れるという実態をもう既に先行させておまして、現場ではそういうのが動き出してあります。

○小川勝也君 時あたかもちよつとアメリカの商工会議所なる人たちが木材、建材の売り込みに私の会館の部屋に来てまして、議事録を採つてみますと、衆議院の川内委員も何かそれについて質問をされたやうでございます。

今回の性能規定に伴つて、アメリカからの輸入建築資材が日本の工事現場で使われる例がふえるかと考えますか。

○政府委員(小川忠男君) それは一概には言えないと思ひますが、ただバリアはなくなると思ひます。外国製品であれ日本国内製品であれ、行政の目から見たときに、ないしはユーザの目から見たときに、基本的には安くても買ければウエルカムであるという基本的スタンスだと思ひます。そういうふうなことを座標軸の原点に置いたときには、それに対する障害というバリアというのは基本的には今に比べれば格段に少なくなると思ひます。

したがって、結果的には外国製品が仮に価格が安くても買えなければ今よりは入ってくる可能性は、蓋然性は大きいと思ひます。

○小川勝也君 本当は北海道の木材を使つていただく一番いいんですけれども、これはユーザが決めることでございますので、北海道にもカナダとよく気候が似ておりますのでいわゆるツーパーイフォーというんですか、たくさん入ってきていると思ひます。

これは局長に笑いながら聞いていただきたいん

ですが、食料品あるいは農作物を含めてアメリカから輸入しる輸入という圧力がかつてきていると思います。いわゆる木材を含めた建築資材の分野でもあると思います。

○政府委員(小川忠男君) 住宅局長をやっております。そのうち圧力はございません。ただ、バリアをなくしてこれという要望はございます。

ですから、アメリカにせよカナダにせよいろいろな方が見えますが、私が言うの一言だけです。先ほど申し上げましたように、バリアはなくします、価格が安く質がよければすべて結構です、頑張ってくださいと、ただし結果はどうなるかは行政はあきらめられないことです、それは日本のマーケットなり消費者が決めることですというふうに、同じことを判で押したように繰り返しております。

○小川勝也君 それで、この性能規定化にはいろいろな危惧がございまして、例えば大企業にメリットがあつて中小業者が不利をこうむるのではないかと、たまたま結果はどうかというふうな大工さんがつくつたり工務店さんがつくつたりする家があります。これは阪神・淡路大震災のときにも一部はその強度が証明されました。

いわゆる純日本風木造建築がこの性能規定化によつて不利をこうむらないかどうか、これをお伺いしたいと思います。

○政府委員(小川忠男君) 今、阪神・淡路大震災でのお話がございました。日本の大工、工務店、伝統的在来工法のための名譽のために申し上げたいと思ふんですが、阪神・淡路大震災でも在来工法でもきちつとした形でつくつてあるものについては絶対に被害をこうむつていない、大丈夫である、これは断言できると思ふます。

いろいろな建築着工が百五十万戸、六十万戸のとき、あるいは戸数が減つているとき、これを見ましても在来工法の住宅というのはやはり日本人の風土にかなり根づいているところがあるのかなという感じがいたしました、やはり根強くユーザの心をつかんでいゝるなという感じを持っております。

ます。

したが、いまして、では性能規定化がどういう影響を及ぼすのかということでございますが、長い目で見て建築資材の選び方とかいろいろな影響は出てくると思ひますが、それとは違つた文化風土というのは牢固たるものがあるという感じはいたします。

ただ、一つ一般論として申し上げますと、やはり性能規定化というのは技術革新を真つ向から受けとめる制度でございますし、あるいは国際化というふうなものを基本的なところで進めるインパクトになると思ひます。その意味では大工、工務店というわけではございませんが、中小工務店の場合もやはり切磋琢磨が必要になつてくると思ひます。

行政としてはそういうことを総力を挙げて情報提供する、ないしは受け入れやすい条件を準備するというところで全力を挙げて支援体制を組んでいく立場にあるのかなという実感がいたしております。

○小川勝也君 最近家は建つのが早いんですね。ばつと枠組みをして、あとは壁をべたべたと、できればすぐ早くてみんなびつくりしちゃうんですけれども、今技術革新という言葉がありましたが、私は在来工法の、例えばばつと枠組みを削つてそこにこの方をはさむという、柱を削つてそこにこの方をはさむという、はめるという、その最たるものはくぎを使わない建築物だということですが、あれはもう今になつてもすばらしい技術だと思ひますし、先ほど申されたように日本の風土に合っているのかもしれない。

どんな家に住みたいかというのを決めるのはあくまでもユーザだと思ひます。それをこの性能規定化がどこかの分野の建築物にとつて不利にならないように特段の配慮をいただきたいと思ひます。

次の質問に移りますが、次の質問は、いわゆる市役所の担当の方にこの法改正に当たつて御意見を求めたときに聞いた不安な点でございます。

いわゆる連棟の制度でございます。これは一言で言うならば空中が疑似財産になつてしまふのではないかと懸念でございます。いわゆる売買とか取引とか相続とか分割して売るとか、あるいは空中権だけ売るとか、現行の登記制度との間でさまざまなトラブルを生むのではないかと、そういう心配もございまして、例へば昔であれば建築確認をするのが市役所の建築課でありますので引きれいでいくこともできるけれども、今度はそれを扱う確認する業者がばらばらになつてしまふおそれもありますし、まだ日本には口約束なんというのがありますし、その辺いわゆるトラブルの温床になるのではないかと。

この辺のようにお考えになつてゐるのか、あるいは対策方法等はあるのか、お伺いをしたいと思います。

○政府委員(小川忠男君) 連棟建築物設計制度によりまして、結果として既存の建物から隣の建物に容積率が移つたような形になつてゐる現象が生ずるのは御指摘のとおりでございます。もちろんそれを目的にしているという面がございしますが、それに伴つて何がしかの金銭が動くであろうということもある意味ではそうなるのだらうなという感じもいたします。

ただ、そのときにやはりそれが当事者間で後々トラブルの原因にならない、といひますのは、相互に建てかえる時期が五年後十年後に来たときに、結果として五年前に認定を受けた連棟建築物の設計というものはある種の行政の判断のもとである種の前提条件で認定されてゐるわけですから、それが五年十年たつたときに実はというふうなことが蒸し返されても行政サイドには通らない、認定条件がはつきりしてゐますから。

したがつて、そんなつもりじゃなかつたと言つても、五年後十年後にはいやはや実はこちらなつていふ事象が起こり得るわけですから、そこはやはりきちつとした、今、口約束というお話がございましてけれども、単なる口約束を超えて、きちつとした形で相互の条件というものは明確にした上で確認をしておく必要があると思ひます。

それは、しばらくの間は契約社会が成熟していればいざ知らずというふうなことだろうと思ひますので、最終的には当面の間は行政が認定するわけですから、そのときにAさんBさんが関係している場合には、Aさんにとつてこういう意味を持ちます、Bさんにとつてこういう意味を持ちます、五年後十年後も同じですよということを、意味するところを行政が認定する前に、きちつとした形で御説明して確認をとつた上で認定して登録するという慎重さがしばらくの間はやはり求められるだろうと思ひます。そういう形で運用するように全国の公共団体には繰り返しお願いをしたいと思います。

○小川勝也君 一番わかりやすい話が、例えば私の敷地がここにあつてここに緒方さんの敷地があるとして、緒方さんのところは三階建てだからこれを貸してやるよと、そして小川ビルを建てます。それで、今度は緒方さんに万が一のことがあつて緒方さんの息子さん緒方ビル十階建てを建てたい、うちはこんなに土地があるんだと、こういうときに、それは建てられませんかと言われるわけです。

この辺が、今、容積率を安易にふやしたいから将来に禍根を残すというところ、これは絶対否定できないと思ひます。これは非常に難しい問題だと思ひますし、各行政庁といひますし、相談をしたり通達を出したりしたらいと思ひますけれども、これは例へば登記をつかさどる法務省とは話をしていますか、そして登記所には何らかの文書は残りますか。

○政府委員(小川忠男君) 法務省とは何回かこの件をめぐる御相談をいたしておりますが、現在直ちに登記制度と連動するといふ状況には至っておりません。もうしばらく引き続き勉強しようといふふうな形ではございます。ただ、登記制度とは現段階では連動していませんが、やはり役所に備え置く台帳にはきちつとした形で相互の条件というものは明確にした上で確認をしておく必要があると思ひます。

た形で、こういう制度でありこういう結果になっているというのをだれでも縦覧できるような形で書類はきちっと備え置いて準備しておきたいと思ひます。

○小川勝也君 今、法務省とは詰まっていけないという話でした。役所に残すべく台帳の準備は進んでおるのか、そして法務省との協議が進まないうちに連機制度が発効していわゆる容積率の貸し借りや売買がもう行われてしまふのか、お伺いをしたいと思ひます。

○政府委員(小川忠男君) 法務省との関係にかかわらず制度は動かしません。ただ、極めて特異な制度をつくつたように見えますが、実は現在の制度の中でも特定街区ですとか総合設計という制度がございますが、実はそれに近いことが今でも部分的には行われているわけでございまして、特段問題を生じたという話も聞いておりません。

ただ、今回の措置というものは、相手が既存の建物であっても連機設計の制度を適用するということと、ところが真つさらのところでつくり出す総合設計とはちよつと違うという点がございしますので、私も今までの総合設計なり特定街区の運用実績を通じて、恐らく土地に対して権利をお持ちの方々というのは案外、案外という失礼なんです、やはり極めてシビアに現況なり取引をにらんでいらつしやる。余り甘い行為はおやりにならないという感じは持っておりますので大丈夫だろうと思ひますが、念には念を入れてきちつと万全の構えをとりたいたと思ひます。

○小川勝也君 土地財産というのは昔から地べたです。例えば、大地主で平屋に住んでいるおじいちゃんがいまして。隣にマンションが建ちます。マンションはどうせ建つんだ、あと二階建てさせてくれればあと幾ら払いますよと言われて、いわゆる物の本質を理解せずにそんなことが行われることも想定できると思ひます。

これはこれ以上申し上げませんが、最終的な問題は法律が本会議で通つてからもさまざまの作業があると思ひますし、法律が公布された後

もさまざまな情報や問題点が指摘されると思ひます。だめなものはやめる勇気もこの時点では持つていなければならないかなということをお願い申し上げさせていただきます。

次の問題ですけれども、建築基準法の大事なテーマに安全ということがあると思ひます。火にいかにか強い建築物かという部分もあるかと思ひます。その部分で、例えば消防法との関係や民法の責任の所在、この分野との関係は改正で整備されているのかどうか、クリアになったのかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(小川忠男君) ちよつといま一つ御質問の真意を理解しかねている感じはございまして、基本的には特段の修正、改正というのは行つておりません。

ただ、消防法との関係について言いますと、若干消防同意という手続がございまして、手続はお互いもう少し簡単にしようということで、若干の緩和といひますか、手続の簡素化を行つております。

○小川勝也君 少し法律から離れた質問をさせていただきます。

今これからの時代、公共投資というものがさまざまな分野で行われていますけれども、どうせ補正予算で赤字国債を発行してお金を使うんだつたらバリアフリーの関係に予算を使えと言ふ人がおられます。これは横路代議士がよく言っているんですけれども、それはこれからの二十一世紀を見据えた建築基準法というテーマに向けていきますと、非常に大事な分野だと思ひます。公の建築物でもあるいは個人の建物であっても、この概念が非常に大事だと思ひます。その分野の関係といひますか、配慮が今回の法改正に盛り込まれているのかどうか、お伺いをしたいと思ひます。

○政府委員(小川忠男君) バリアフリーということについて、基準法の改正案には直接盛り込まれておりません。裏返して申し上げますと、いわゆるバリアフリーでなくとも建築基準法はオーケー

であるという形になっております。

○小川勝也君 この基準法以外にさまざまな施策の中で、当然のことながら住宅を建てる時の税制の措置であるとか、あるいはバリアフリーの様式や設備の開発にインセンティブを与えようとか、さまざまな手法があると思ひますけれども、これからのバリアフリーの考え方への対応として一言いただきたいと思ひます。

○政府委員(小川忠男君) 今、基準法としてはバリアフリーを制度化してないといひ申し上げました。が、例えば公営住宅ですとか公団住宅については、新規に建てるものはすべてバリアフリーにしております。大規模な改造をする場合にも、すべてバリアフリー化を前提に工事を行つております。また、政策金融でございまして、住宅金融公庫の融資で優遇金利、基準金利と呼んでおりますが、基準金利の一つにバリアフリー化というのを位置づけております。

要は何を言っているかといひますと、行政が音頭をとつてみずからつくくるものとすとか、政策誘導で多少上乗せします誘導政策としてバリアフリーというのは真つ向から位置づけております。位置づけておりますが、こゝは絶対譲れない最低限だといひます。今のはまだそこまでは踏み込んでないといひます。

○小川勝也君 それともう一つ気になる点でございまして。どんな最新技術でどんなきれいな建物やビルディングを建てていただいても、建築中に出る廃材や解体の建築廃材を山に捨てる業者がいるんです。これは飛行機の上から見ても涙が出る思いでございまして。これは建てる人がいるからごみを捨てる人がいるわけでありまして、大もとであります建設省ではどういう取り組みをしていて、こういう不法投棄をなくすためにどんな配慮をしていくのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(五十嵐健之君) 産業廃棄物の中で、先生おっしゃいますように建設廃棄物のウエイト

は非常に多いものでございまして。最終処分量で四割、それからその手前の排出量では二割ということとであります。

基本的には、この不法投棄につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきましてもちろん不法投棄は禁止、それから私どもに関係いたします建設業者の場合には、そういった人たちに、つまり許可を得ていない人に委託してはならない、こういうような格好になっております。

現実には、この不法投棄の状況が多いというのは実際にあるわけでありまして。御案内のように昨年でありますけれども、この廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正されまして、罰則が五十万から一千万に上がったとか、それから御案内のマニフェスト制度、伝票で確実にやつていくというやつを廃棄物一般に及ぼしたといひます。

あるいはこれは近々ということになると思ひますけれども、都道府県知事の行います不法投棄の原状回復に協力を行う場合の基金制度が創設される等々の措置が講じられたところでございまして。私ども、建設業者みずからがそういったことをやれば問題外になりますけれども、そういった人々たちを使つたといひます。今もあわせて必要に応じて監督処分等の対象にしたいと思ひます。

ただ、そういう取り締まりで自動的にやつていくというのが基本ではあるかと思ひます。ありますが、昨年、建設省で九七建設リサイクル推進計画というのをつくつたのであります。これは建設現場で、先生今御指摘がありましたようにまず解体する、それから途中で、工事中にも廃材は出るんです。このすべての段階からできるだけ廃棄物を出さないようにする。

基本的には、今の廃棄物の法体系は建設業者の責任ということになるわけでありましてけれども、一番最初に計画いたします発注者の段階から、つまり計画の段階、あるいは発注者同士でそこから出ます廃材あるいは建設残土、そういったようなものを使える現場があるならばそつちへ持つていけ

はいいいわけですから、まず発注者段階から考えよう。それから、建設業者については、最初から計画をちゃんとつくってもらってそれを発注者の方としてもチェックさせてもらうというような段階、それから今回の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の強化がされているわけでありまして、こういういったものをセットにしてこの問題に取り組んでいきたいと考えております。

○小川勝也君 今の件も含めて、住宅局長にお伝えしてないことをちょっと伺いたいんです。

詳しくありませんけれども、設計監理という概念があると同じように工事監理という概念があると思います。そして、先ほどの完了検査が三五%だということにも関連していると思いますけれども、名前だけ貸していいかげんな資格者がいる。そういうことも関係しまして、例えば医師法などというのは最終的処分としては資格剥奪というのがあると思います。建築士や建築主事の中にもそのような、例えば工事監理をさっさとして、廃材を不法投棄するような監理を行った者は資格をなくするぐらいの厳しい罰則なんか設けられないものなんではないでしょうか。

○政府委員(小川忠男君) 罰則を設けるといふよりは、相当程度運用の問題だと思えます。建築士法あるいは建築基準法に違反した場合、違反の形態、程度に応じて処罰といえますが行政上の処分規定はございます。したがって、その辺の運用の基準を今後どう再編成していくのかという問題ではないかと思えます。

○小川勝也君 もう時間もなくなつてまいりました。私は、少し前に質問主意書を出させていただきました。それは、建築設備士の方々の地位向上に関する問題であります。今回の建築基準法の中にも技術革新に対応するためという部分がございます。私も専門家ではありませんから詳しいことはわかりませんが、建物建てる上でいわゆる設備部分のウェイトが非常に高くなつておりま

す。そして、技術革新もすばらしいものがあると思います。例えば今建てておりますインテリジェントビルというのは床下にはゆるゆるのOAが全部できているわけですね。あるいは空調、冷暖房、それからあとは下水の問題、さまざまな分野で技術の進歩や新しい概念が出ておまして建築設備のウェイトが高まつていっていると思います。実際、それをあらわす分野といましては、工事発注額の数%は設備の部分に行くんだというのがござい

ます。建築基準法の改正にそのことが余り盛り込まれていないように思いますが、建築分野においての設備の大切さ、そして設備を中心に関わる方々の地位の向上、どのようにお考えか伺いたいと思います。

○政府委員(小川忠男君) お尋ねの点は、社会的実態として建築という分野に占める建築設備の重みといえますか、ウェイトといえますか、これが高まつてきているということは御指摘のとおりだと思ひます。

ただ、制度として申し上げた場合には、恐らく建築基準法そのものというよりは建築士法とかかわりて建築設備士というのをどういふふうな位置づけるのかという問題に最後は集約するのかなという感じがいたします。昨年でございましてが建築士法の一部改正が議員提案でございました。ここで業務内容を書面により交付するという規定とか情報開示とか幾つかの改正強化が行われております。

そういう中で、今までは例えば大規模な空調あるいはその他の建築設備を伴うような設計であつても、発注者に対しては建築設備を担当したのは一体だれであるのかというのには実はわからないままだったわけですが、恐らくこれからはきちつと発注者にも建築設備を担当した設備士はどなたであるのかということを書きできつと発注者にも明示するという体制にしたいと思ひます。

その意味では、やはり発注者にも、単なる設計者がだれだということだけではなくて設備を担当

したのはだれだということが明示される、それを通じて社会的地位という用語がございしますが、責任体系が今よりは一段と重くなつてくる、明らかになつてくるということじゃないかと思ひます。

○小川勝也君 今後引き続きその分野を勉強していきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に大臣にお伺ひいたします。

冒頭申し上げましたように、私は建設省にあくまでも協力的でございしますので賛成をさせていただきますが、問題がたかさんあることも御承知おきいただけたと思つております。後日、参考人の方々からお話を伺つて最終的な議論もさせていただきますが、申し上げましたように法律が通つたからもうこつちのものだということじゃなくて、通つた後もさまざまな人たちが御意見を吸収して、すばらしい血の通つた建築基準法にしていただきたいと思ひます。

大臣の御所見をお伺ひして終わります。

○国務大臣(瓦力君) ただいま小川委員の多方面にわたる質疑をちょうだいいたしまして、大変ありがたうございしました。また、ただいまは御注意もちようだいしたわけでございします。

この法律が通りましていろいろ取り組まなければならぬ課題があります。これも十分承知をいたしておりますし、また急がなければならぬ研究課題も持つております。それらにつきましても、住宅局長以下さらなる努力をいたしまして、大きな転機でございしますのでそれにあたえたいと思つております。

ただ、一点、バリアフリーとかいろいろなことについてもお触れいただきましたが、委員の質問の中で、やはり日本のたぐみといえますが技術が今日なお生きておる。私も先般大阪城へ参りましたら、あの組手というんですか、パズルを解くような、どうやって組み立てるのかわからぬような大きな柱を見まして実は驚き入つたわけでございします。そうした我が国固有の技術でありますとか、

我が国が他の国と比してまた風土、環境が違ひますので、その中で培われてきたものを大切にしながら、国民それぞれがいい住まいが持てるような時代をつくらなければならぬ。門戸を開放された今日でありますので、委員の御注文等をまたお聞かせいただきたいと思います。

どうもありがとうございます。

○緒方靖夫君 本法案の改正点であります建築物の確認検査の充実、そのための民間の力の活用、単体規定の性能基準化の方向、これは大局的に言つて肯定できるものだ、そういうふうな考えでおります。しかし、改正点では、建築物の安全性の問題とかあるいは良好な町づくり、そういうところに問題が多々ある、そのことを改めて痛感するわけです。

現在の建築基準法の法体系を項目で挙げますと、建築士による設計、建築主事による建築確認、施工業者による施工監理、建築士による工事監理、建築主事による完了検査、建築物の所有者による維持保全、特定行政庁への定期報告、違反建築物に対する是正措置命令など、こういうものから成つていっていると思ふんです。建築物の適正な状態を確保する仕組み、そういうものがあるわけですが、法体系として、これが有効に機能していれば、理論的には確認検査制度について今回の改正は必要ないというふうになるわけですね。

そうすると、単体規定としてまた集団規定に適合してない状態、それがどういふ状況になつていのか、それについての認識、それを最初にお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(小川忠男君) 若干数字にわたるお答えで恐縮でございしますが、年間百十万件の確認がございします。その中で、平成八年度のデータでございますが、約一万六千件、一万六千棟といひます。建築物の数にして一万六千くらい違反が確認されております。ただ、一つの建物で二つ、三つと違反事項がございします。それを全部シラミつぶしに挙げますと、三万一千件の違反事項がございします。

それで、三万一千件の違反事項を若干分類いたしますと、圧倒的に多いのは形式犯と言うと語弊がございますが、確認手続違反というのが約九千件ばかりございます。それを除きますと実態関係の違反ということでございますが、一番多いのは集団規定違反でございます。約二万件が集団規定違反でございます。そのうちに圧倒的に多いのは六千五百件が建ぺい率違反でございます。続いて四千五百件くらい、容積率違反というのが五千件ばかりございます。容積率、建ぺい率、それから若干斜線とか高さ違反というのもございます。この三つで集団規定関係の違反の大半を占めている。

数字を見て案外少ないなと思いましたが、単体規定、構造安全という点でかぎを握っているのはいわゆる単体規定でございますが、単体規定の違反とはつきり行政庁で確認したのは千七百件くらいということでございます。これを多いと見るか少ないと見るかはいろいろあるかと思いますが、私個人は思ったよりは少ないなという感じで受けとめております。

○緒方靖夫君 私も思ったより少ないなと思って数字は大変興味深く伺わせていただいたんですけども、この調査の方法はどういう方法ですか。

○政府委員(小川忠男君) 基本的にはパトロールないしは、言ひ方は語弊がございますが、あそこの建物はおかしいのと違うかという話が実は頻々と行政に飛び込んできます。そういうことを契機にして行政が確認した件数ということでございます。

○緒方靖夫君 私の実感なんですけれども、もつと実際は多いんじゃないかと思うんです。やはり建ぺい率、容積率の違反等々、これはもう町の中を歩いてみるとたくさんある。ですから、今のこの数字は非常に興味深いんです。そしてまた、こういう数字を出されているということは非常に評価したいと思うんです。しかし同時に、実態はこんなものかなという疑問が残る、その点は申し上げておきたいと思うんです。

それで、建築主からすれば、建築物がきちんとつくれるかどうか、もうこれは本当に重要な問題です。後悔の許されない買い物、そういうCMもあります。しかし、実際には欠陥住宅の問題が後を絶たない。この問題で泣かされる人もたくさんいるわけです。

建築確認はそれなりに機能をしている。それから現場段階の不良施工の問題ということになってくる。そうすると一義的な責任というのは施工業者と工事監理者にあるということになるわけですが、欠陥住宅問題が後を絶たないということは、結局工事監理が十分に機能していない、そういうことになるのかなと思うんですけれども、その点はいかがですか。

○政府委員(小川忠男君) いわゆる施工不良でございますが、制度上の観点からすれば、第一義的には請け負っている業者が手抜きをした、あるいは違反をしたということかと思えます。

もう一つの観点は、やはり建築士法上きちっと工事監理を行うべき立場にある建築士というふうなものについての今後の取り扱い、大きな問題を残していると思えます。

○緒方靖夫君 確かに業者、建築士の問題というのは大きいと思うんです。

それで、一般的に言うところと長年地域に密着して仕事をされている業者の方々、そういうところではやっぱり信用の問題がありますから、そこでの欠陥住宅問題は非常に少ない。それは経験的にも恐らく統計的にもそういうことになってくると思うんです。これは道理だと思えます。

ところが、施主が最終ユーザーでない建て売り住宅とかあるいは全国展開しているハウスメーカーがつくる住宅、それがしかも単価で受注して売りさばく住宅、そういう場合にそういう問題は非常に多くなると思うんです。そういう住宅の場合には確かにチェックが非常にしにくくなる現実もあると思うんです。

その点で、そういう場合に独立したチェックが非常に重要になると私は思います。建築士による

工事監理で必ずしも独立したチェックが十分でない場合、こういうことがあると思うんですけれども、そういう場合があるならばその問題をまず解決する、そこに力を注ぐということがこの欠陥住宅問題を解決していく非常に重要なポイントになると思うんですけれども、その点はいかがですか。

○政府委員(小川忠男君) 基本的認識は恐らく同じだろうと思えます。地縁、血縁で支えられているような伝統的な工務店等々について言えば、比較的欠陥住宅問題というのは歴史的にもなかったと思います。マスプロダクションの過程でいわゆる建て売りという形が一般化する中で、やはりこういう問題が量的には発生しているんだろうと思えます。

その意味では、中間検査制度というものを今回つくりますが、一方で従来とは違った建築士による工事監理というものも体制立て直しを強力にやりたいと思えます。その一方で、抜き打ち検査と言つと語弊がございますが、行政による検査の重点というものは、やはり御指摘のような分野に全力を注ぐという行政分業のありようになるのかなという感じしております。

○緒方靖夫君 法制的には、建築士の責任や権限にかかわる問題、これは制度は確立していると思うんです。そうすると、その確立した制度のもとで建築士がどうしてうまく仕事ができないのか。その点で言うと、雇用関係とかあるいは工事監理の仕事の確保など、そういう経済的な関係で建築士の独立性がきちっと保障されていない、そういう問題が現実にあると思うんです。これがうまく機能していないために起こる問題。したがって、こうした状況について有効な対策がないならば民間の検査機関についても同様な事態が起こる、そういうおそれが十分予想されるわけです。それで、これを防止するためには民間指定機関による確認検査について行政のチェックがきちんとなされる、これがやっぱり不可欠になると思えます。

改正案では、指定機関の確認したものに基づいて

適合していない場合、建築主事が確認取り消しをできるということになっているわけですから、確認についてはそういう道がない。確認についても、指定検査機関から建築主事に報告はあるけれども、必ずそれを建築主事がチェックすることにはなっていないわけですね。そうすると事実上民間任せになってしまふ、そういうおそれがあるんじゃないかと思うんですが、その点いかがですか。

○政府委員(小川忠男君) これは、実は当たり前に過ぎて制度改正では余り御説明もせんし案外無視されているんですが、行政がすべてのことについて、建築主事が基準法の運用関係について監督権限、監督責任を持つていてというのは、これはある意味では当然の話でございます。

したがって、例えば中間検査ということを新しい制度で設けますが、中間検査とは別に行政が行政の権限として本来的に抜き打ち検査を随時行うということとは、これは当然のこととして今もあり得るし、これからもあり得ることでございます。で、新しい制度との絡みで言えば、民間確認検査機関にできるならば業務の大方をお願いして、行政は民間確認検査機関の業務のありようを監督するとか、あるいは随時パトロールを行って現場での抜き打ち検査等々違反摘発ということに重点を今まで以上に移す体制をできればという点にいうのが、改正をお願いしているのと並行して実は今後の運用のありようとしてはイメージしているということでございます。

○緒方靖夫君 その当たり前過ぎることが十分に説明されていないということから、こういう質問をして私は確認させていただいたんですけれども、今のような運用、それからまたパトロール等、あるいは行政のチェック、それは非常に大事だと思えます。私は、民間の力をかりるということ、を全面的に否定するものじゃないし、それはそういう流れになると思うんです。その中で行政の必要なチェック、それを今やられるということ、またその運用をされるということ、言われたことで、その点はやはり非常に重要な点だということ

を確認しておきたいと思ひます。

先ほど岩井先生の方から上九一色村の話が出て、その中で建築基準法ではどうにもならないという問題が出されました。少なくとも建築基準法には大きな限界があるという点で私も同じことを感じていました。その点では共通の問題意識かなと思ひながら興味深くお話を伺ったんです。先ほど出ておりますけれども、町づくりもこの点では大きな関係があると私は思っております。

建築基準法行政だけでは解決できない問題は当然あります。先ほど車の両輪だと局長も言われた。建築基準法と条例と両方でやるんだと言われたけれども、多くの自治体で紛争予防条例などをわざわざつくって、それで建築確認行政と連携して建築計画の調整などを苦勞してやっているわけなんです。

私は手元に、東京都の都市計画局がつくった建築基準法改正法案に対する質問等」という数十ページにわたる非常に詳しい、各区の建築主事等々が思っている疑問、これを集めたものを持っているんです。局長は読まれていますか。――読まれていますか。ぜひ読んでいただきたいと思うんですが、これを読むと、町づくりと建築基準法の今回の改正についていろいろな心配、不安が出されているわけです。

その中で紹介したいわけですが、一つはこういう意見があります。民間による確認は法令のみの審査となり、近隣紛争等の現実的な対応を怠りがちになりかねず、安全で快適な町づくりが行えないのではないか、あるいは指定確認機関は必ずしも申請地に事務所を構えていなくても確認処分が行えるとなると、地域に根差した建築行政が不十分となり、住民サービスの低下になる。先ほどの札幌と旭川のお話になるわけです。

こういう問題、こういうおそれがないかということがいろいろから出されているわけです。これに対してはどうお答えになりますか。
○政府委員(小川忠男君) 若干御質問の真意とは逆のお答えをする結果になるかと思ひますが、私

どもは建築確認という業務自体はもう少しドライにビジネスライクにやるべきだろうと思ひます。要するに、建築関係の法令に合致しているのかいなのか、これはだれが見ても白は白、黒は黒というのが建築確認の本来の姿だと思ひます。

したがって、建築確認を民間にお願いするというふうな踏み切ったものも、専門家であればわかるから公平性さえ担保されるならば行政である必要はないだろうというところから、民間の確認検査機関に開放するというふうな踏み切ったわけでございます。あえて明快な形で極言するとすれば、法令に基づく明快な基準以外のものについては考慮すべきではないと思ひます。民間確認検査機関は白は白、黒は黒と。それ以外に行政上の需要がもしあるならば、先ほど来るの申し上げておりますのは、それは条例という形で町づくりの制度をつくるならばそれも結構です。

ただ、いずれにせよ、従来のように根拠、手続、基準がいま一つはつきりしないまま何となく行政指導でということではなくて、これは世の中の赴くところ、根拠、手続、基準がいま一つ明快になることを恐らく世の中から求められるような事態になるんでしようということをお願い、もしそういう体制であるならば建設省としても全力を挙げて、根拠がはつきりしており手続が明快であり基準がはつきりしているような体制でいろいろな行政展開をされる場合には建設省としても総力を挙げて応援する立場にございまして、実はこういうことを申し上げたわけでございます。

○緒方靖夫君 答弁は大変明快であると同時にドライだと思ふんです。しかし同時に、もつと過ぎたものを求めているという現実があるわけです。私はその現実の部分の点から述べた。確かに裏腹の関係があると思ふんです。

それで、私は実例を出してみたいんです。例えば、東京都には中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例というのがあるんです。その第五条にはこういうのがあるんです。近隣関係住民に建築計画の周知を図るために標識を設置

しなければならぬとされているわけです。設置期間については条例施行規則で、延べ面積一千平米、高さ十五メートルを超える建築物については建築確認申請の少なくとも三十日前から設置しなければならぬとされている。この標識により周辺住民は建築計画を知って説明会の開催要求や知事へのあつせん要請を行うことができ、それで知事による調整が行われる、これが条例の仕組みです。

もちろんこれは強制措置ではありませんから、標識を設置しないで出された確認申請の受理を拒否することはできない。そうだとすると、申請した段階で条例の趣旨を説明して、任意で三十日間標識を掲示するんですよ、そういうことを言って建築確認申請を出すようになるわけです。その間に適切な調整が行われる。これが条例とその機能です。これが機能しているわけです。

ところが、指定機関による確認の場合、これは今言われたように建築基準法以外の条例については関知しない、ドライに対応するというふうになった場合どうなるかという、行政側にとつても確認後に報告が特定行政庁に来るだけで、いづつどのような確認申請が出されているか把握できない、建築計画について条例の遵守を円滑に指導できなくなる、こういう問題が起こるわけです。

そうすると、建築基準法の八十九条にある工事現場における確認の表示について、周辺住民はその表示があるまで、すなわち工事に着手する段階まで建築計画を知る機会がなくなる、事前の調整ができなくなる、着工後に紛争が起きる、そういうことになる。こういうことを非常に考えるわけなんです。

ですから、今局長が言われたようにドライに対応された場合、白黒ということでは事務的にやるんだと言われたんだけど、こういうことがこれから起こってくるだろう。これは容易に想像できるわけです、東京都の場合たくさんこれが起こるだろうと。

そういう問題についてどういう対策というか対応をされる、どんなことを考えられておるか、お伺いします。

○政府委員(小川忠男君) 仮にその条例がリーズナブルなものであるとするならば、私は基本はこれから変えたいと思ひます。建築確認は民間確認検査機関で賄ふと進みます。したがって、イエスというものはイエスと言ひノーというものはノーと言ひというふうな事務処理が行われると思ひます。それと並行して、今おっしゃいましたように確認申請の一週間前に標識を設置してかくかくしかじかという条例があるならば、その条例に基づいて確認とは別の手続を並行して進めるということだろうと思ひます。

ただ、一つ今後出てくるとするならば、確認と条例による行政指導が、どちらかということをお明かにしないままごちゃごちゃにということはおかしいです。確認はオーケーだけれどもなおかつほかの観点があるからいろいろ問題があるんだというならば、先ほど私が申し上げたのは、それはどういう問題があるのか根拠をはつきりした上で行政展開すべき時代になるんじゃないでしょうかと申し上げたわけですので、その一点は違つてくると思ひます。

ただ手続は、いずれにせよ確認申請の期をとらえてワンパッケージでやっていたのは、確認手続は確認手続、ただそれと並行して条例で確認手続の前に標識を設置しないとか、あるいは住民にとかいような話があるならばその条例の手続に従つて物事は進めばいいわけですので、それが別の事業がたまたま確認と条例に基づく手続が並行して進んでいるという意味においては今までと変わらないと思ひます。

○緒方靖夫君 建築基準法というのは非常に技術的な法令ですからそういうことになってくるのかもしれませんけれども、私が痛感するのは、基準法に適合しているからということで地域の実情、それに合わない形でいろいろな建築物ができてく

る、あるいは強行されるということがとめられないという点も現実としてあるわけです。

局長が先ほど言われているように、根拠がはっきりしているものについては自治体の町づくりに全面的に協力すると言われているけれども、しかし現実にはそうならないというところに非常にデリケートな問題があつて、これは局長も現実の問題を頭に浮かべられればすぐ思いつく、そういう形で今すばすばと答弁されているけれども、現実にはそうはいかないということは心に描かれていて、私はその問題を提起しているわけですから、これは非常に難しい問題であると思ひますけれども、しかし正面から取り組まなければいけない問題だと思ひます。

私は、その点で、さっきの問題に戻るんだけれども、改めて地域のそういう人たちの願いとかそういうことにそぐわない形で断々と法律だということに進んでしまふ。しかも、先ほどの話じゃないけれども条例よりも法律が上にあるということとでそれが進んでしまふという問題、そこにやはり今建築基準法が持つている法体制としてはかくかくしつかりしたものがあるんだけれども大きな限界があるということを、今回改めていろんな方々の御意見を聞きながら、あるいは地域の実情とか建築主事の話を聞きながら私は痛感したんです。

そこで、大臣にお伺いしたいんですけれども、今議論してきたような、それから先ほど岩井先生が言われたような建築基準法の限界、これはどうしようもなくあると思ひます、現在の問題として、その限界があるということについては大臣もお認めになると思ひますけれども、その点いかがでしょうか。

○国務大臣(瓦力君) 緒方委員と局長の質疑をお聞きいたしました、相当理解をいただき、恐らく御覧におきましても相当御協力がいただけるような環境かな、こう存じながら拝聴いたしました。

確かにいろいろな問題がございます。しかしながら、ルールとして門戸を開放する時代でございますし、これからきめ細やかな問題につきましても検討をしながらやってまいるわけでございまして、一つの時代の大きな改革としてとらえていただきまして、ぜひ御理解をいただき御協力を賜りたいものと、こう思つておるわけでございまして、ありがとうございます。

○緒方委員 最後の質問になります。そこで局長にお伺いしたいんですけれども、こういう問題をどうクリアしていくのか、どう乗り越えていくのかというところが非常に大きな問題で結局限界がある。そうすると、確かにヨーロッパ等と比べても日本の独特の特徴があると思ひます。これを乗り越える上での法体系の問題が私はあると思ひます。

ですから、これは局長として、自分の所掌から離れる大きな問題になつてしまふかもしれないんだけれども、きょうずっと話を聞いていると非常に明快な答弁をされているので、局長のその辺を乗り越えていく展望というのか、お考えを伺つておきたい。

○政府委員(小川忠男君) 今回の基準法の改正というのは、性能規定化にしましても民間開放にしましても、かなり思い切つたことをやります。その際の基本というのは、やはり日本の行政も、若干口幅つたものでございまして、もう少し足元はきちつと、いわゆる不透明な行政指導ということではなくて権限と責任を持つて、相手が外国企業であつてもあるいは裁判に訴えられてもきちつと行政として理論展開ができるということに軸足を移すべきだと思ひます。

したがいまして、いろいろな意味であらうか、こゝもしたいという思いが行政側にあるのは私も事実だと思ひます。それは公共団体だけじゃなくて私も自身にもございまして、だけれども、ああしたいこゝろしたいという思いだけでそれを貫徹するということわけには私はいかないと思ひます。そこはきちつとした手続と手順を踏んで、はつきりとした体系で、裁判になろうが外国企業であらうが

きちつと説明がつくような形で断々とやるべきだと思ひます。

したがいまして、町づくり、都市計画、いろいろ難しい問題があるのは立場上私どもも十二分に承知しております。ただ、そういう問題についても、やはりもう少し明快な形で行政展開を、その責任を持つて明快な形で対応する。責任を持つてというのは極言すれば、くどいようでございますが裁判でも十二分に持ちこたえられるということであり、相手が外国企業であつても同じ論理で同じようなことを主張するというスタンスであり、そういうことはやはり行政にも基本的にはこれから今までの以上に求められてくるだろうと思ひます。

○奥村展三君 まさしく画期的な法改正ということで私も幾つか質問を出しておりましたが、もう既にお聞きになつて質疑をしていただいておりますので、一点だけに絞らせていただきたいと思います。

先ほど大臣の答弁の中に石川県あるいは富山県、非常にスペースの大きいおうちがあるようでありまして、私のふるさとやはり人生一代において母屋普請をする、これぞ男冥利に尽きるといふようなことを先輩やあるいはまたいろいろな人から聞いてまいりました。めぐり合わせということもあらうと思ひますが、私も地方議員をやらせていただいたおりましたとき、県庁なんかへ行きますと、ちよつと偶然にも私の友達が建築主事をしておりまして、書類の後ろに人がいるような感じではなくて横顔でおり、なかなか顔が見えない。

滋賀県じゅうの書類を集めて、早く処理をしなければならぬのに一体どうなつておるのやと言つたら、いや、これだけあるんやというところで、まさしく全国で千八百人しかおられないそのうちの一人だつたと思ひます。そして、やはり今日言われている経済対策だとかいろいろな意味において、日本の活力を求める意味でも迅速にこういうことが行われることが非常に大事ではないかなと

いうように思ひます。そうした中で、今回この法改正の中に中間検査の導入というのがあるわけでありまして、これは特定行政庁、いろいろ流れの中で規模だとかあるいは建物の構造だとか用途だとかあつて、そして中間検査を施工中にするという特定工程の必要云々ということがあるわけですが、実際考えてみますと、それぞれの行政庁間のところで異なつた指定ということになるおそれがあります。ですから、最低の何か基準をつくつていかれるのかどうか、その点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(小川忠男君) 法制の建前からしますと、それぞれの特定行政庁が状況をにらみながら御判断するということでございますが、恐らく率直に申し上げて、全国の特定行政庁は条文をつらつら眺めて戸惑ひを感じていると思ひます、どうすればいいんだろうかと。

したがいまして、施行までの間にお互いいろんな意味での情報交換をしまして、やはりある程度最小限の物の考え方というのは歩調を合わせて対応したい。その意味では、最小限こだけはやろうとか、マニュアルという用語がございまして、やはり基本的な足並みをそろえる努力はしたいと思ひます。

○奥村展三君 ぜひ最低基準的な内容等今おつちやつたような通達といひますか、きちつとしたペースをおつくりいただきたいというように思ひます。

朝からいろいろ先生方もおつちやつていましたように、ぜひこの法が改正されてスムーズに施行なされるように要望しておきたいと同時に、またこれは民間に移つていくわけでありまして、文字どおり今改正をされて、公正中立な機関として進めようとするものを基本に置いてお進めいただくことをお願いいたしまして、質問を終わります。

○山崎力君 最後にあります。午前中からずっと各立場あるいはいろいろな視点からの質問があり

まして、質問通告させていた部分が大多数、虫食いのようにと語弊があるのですけれども、そのままだけではないのですが各方面から入ってきたところ、若干質問の内容はそこを抜ける形になりますので、ずれる部分もあるかと思うことをお許し願いたいと思います。

まず一点、最初にお伺いしたいというか、私の考え方も含めて申せば、建築基準法とは何ぞやというところからいって、本来の問題からいけば自己責任で規制緩和であるからほっておく。どんな建物もやって、それこそトラックの振動でつぶれる家も自分のあれでいいじゃないかという部分があります。ところが、人間社会ですから、それで他人に迷惑をかけちゃいかぬという部分があります。そういった中で、国として建物を建てる以上このくらいのこと守ってほしいというのが建築基準法のスタートであろうと思うんですが、このくらいのことを守ってほしいというのが規制の形でございます。

これは、建物自体だけではなくて、周りに迷惑をかけないという極めて抽象的な、安全性を除いた意味で、これは町づくりをどうするかという観点からきている建ぺい率あるいは容積率なんというものはその典型だと思われたい。ということは住宅を中心とした建物に住む人間、家中サイドからしますと二つの矛盾する点がある。一つは、安全な建物にいたい。これはだれでも思うわけです。もう一つは、できるだけコストを下げたいという部分があります。

そういった二つの矛盾する点をどうするか。それで法律で規制されている。狭い土地に住んでいればやはり人間空間を欲しいとなれば、先ほどの違反の問題で出てくるように建ぺい率と容積率を何とか目をつぶってちょうだいということになるわけです。それは建ぺい率がけしからぬということも、あくまでもこれは地域規制の問題で、一〇〇%のところも現実にあるわけですから、商業地域その他で、そこで、あそこで一〇〇%なのにちよっと離れたこの住宅地ではそれが五〇だ六〇だ、それ

だつたら八〇くらい目をむいてと。こういうふうなことに限って、論理的にそれを非難することは非常に難しいわけです。

そうすると、何を以てその人たちに我慢してもらふかといえは、法律で決まっているのだからというのではない以上は、それに合理的なこの地域はこういう背景を持ってやっているのだと、そういったことに對しての全体的な考え方を示した上でなければ、お上からの、上からの法律ではない、自分たちが決めた法律であるということとそこに住む人たちになかなか理解してもらえない、この問題があるかと思うわけでございます。

そういった意味で、今回の改正が一種の規制緩和の方向に行っているというところは評価しますし、あるいはそれと逆に自己責任の部分も出てくるかなという部分もあるのですけれども、そういった中でまずこの辺のところ、全体的な実効性の担保というものをどのように考えているのかという点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(小川忠男君) 非常に基本的な御指摘でございまして、なかなか一言でお答えしづらいのでございまして、基本的には建築物がきちっとした形になるというこのアプローチというのは幾つかあると思います。

一つは、規制という形で、行政がチェックをするという形で担保するというやり方がございまして。それからもう一つは、例えばフランスのように確認という行為、概念そのものは基本的にはない。では何で担保されているのかといったら、民間が保険を付保するときにきちっとしたものでないかと保険会社も相手にしない。要はマーケットの相手にしないからというふうなことで、マーケットのメカニズムに任せてあるという制度もございまして。したがって、物の考え方として、行政がきちっとチェックをする体系、あるいは民間のマーケットに任せる体系、この二つが原理論としてはあろうかと思ひます。

そういう前提条件のもとで、では実効性をどうやってやるのかというときに、これから事務的に

なりますが、幾つかの柱を立てております。

一つは、外部チェックについて、行政だけが五十年間頑張ったわけですが、やはり千八百人ではいかんともしたいという現実の壁がございまして。世の中も大きく変わろうとしているところから、民間機関に確認検査業務を委任して、結果として行政と民間を合わせた全体としての執行体制を強化するというのが基本的な一つございまして。

それから、制度としては中間検査制度みたいな新しい概念も導入しております。ただ問題は、中間検査制度という制度をつくったということだけではなくて、その裏側にある建築士による工事監理というものが現在いるんな御批判をいただいております。いただいておりますが、百万戸、百数十万件という建築行為をきちっとやるためには外部からの検査だけでは限界がある。やはり内部的な監査できちっとした自己メカニズムが働くような体制が不可欠であるということから、建築士による工事監理というものをもう一回たがを締め直す、体制を再編成するというのを全力を挙げてやりたいと思ひます。

それからもう一つは、五十年もつ、百年間使われるというふうな建築物について、基本的な属性が余りにも情報が不足しているという点がございまして。これからはきちっとした台帳の整備を公共団体に義務づけたいと思ひます。台帳の整備というのは、設計の概要はもちろんでございまして、確認検査はいつ、担当者はだれで、いつ確認が行われた、あるいは中間検査は何月何日に民間の〇〇〇〇確認検査機関が確認検査を行つてあるというところなども建築物の履歴としてきちっとした形で台帳に整備したいと思ひます。

したがって、その意味するところは、五年後であれ十年後であれ、万一何らかの事故が発生したときに一体どこに原因があつたのか、設計なのか施工なのか施工監理なのか、あるいは確認にミスがあつたのか、そういうものはきちっと固有の責任と責任追及が可能になる体系ができると

思ひます。その意味で、台帳整備というのは非常に事務的ではございますが、物の考え方についてかなり強烈なインパクトを与えたいと思ひます。

そういうふうなことで、少し話が冗長で恐縮でございまして、幾つかの柱で建築基準法の実効性というものについてアプローチさせていただいております。

○山崎力君 確かにいい方向に行っていると思ひます。ただ、そこで申し上げたいのは、一言で言えば今回の民間導入というのは、最終的には国ですけれども、本来なされるべき仕事を物理的にできなかったという制度が本当にいいのかどうか。

本来、建築確認をしなければいけません。それが三分の一しかできておらぬわけです。何をするかといったら、行政需要が多いんだから人数をふやして予算をふやしてやらにやいかぬのを今までやってこなかった。建設省はそれをきつい言葉で言えば黙認していた。この現実が否定できないと思ひます。それで、やれなくなつた、予算はない、だつたら民間の人たちを導入して何とかその辺のところをやつていかなうかやいかぬ。そういう意味からいけば、現状の中では法律で求められた義務を果たすことができない、それをギブアップしたことによつて今回の改正作業が行われたという点だけは、申しわけない言い方ですけれども建設省として本当に反省していただかないと、今おっしゃつたようなことを今後しっかり実効性あるものとしてやつていくために信用できるかという問題があるわけです。

予算面の獲得の問題にしてもしかり、人員の広い意味での教育、それから実施状況、これもしかも建設省からすれば、まさに自分たちの人員を動員するということではなくて、ピンからキリまでと言つて非常に語弊があるんですけども、能力的にも規模的にも、あるいはそういう習慣性といひますか氣質的にも、千差万別の全国自治体を指導していかなくやいかぬ。でき得ればというか、法の望むところは、少なくとも最低限度のところは

話し合ってください、法律上は十階なんだけれども住民側は日が当たらなくなるから五階にしろ、それで話し合いの結果、間をとって七階か八階くらいでちょうど斜めに切って建てることにする、こういうのはよく聞く話で、それが今度の場合、そういうふうな局長のように割り切った場合どうなるのか。

逆に言えば、そこまでもう認めるんだ。今まで日当たりのいい一戸建てに住んでいたけれどもあなたの住んでいるところは十階建てのマンションを建ててもいいところなんです、その陰になってもいいし方ないところなんです、だからそのところは申しわけないけれども日陰になっても甘受してください、これが全体の都市計画の中の割り当てなんですというふうなところで建設省として割り切ったところからの建設行政をなされるおつもりなのかどうか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(小川忠男君) 右なか左なかの問い詰められますと非常に厳しい問題だと思えます。思いますが、私どもとしては、もしそうであるならば根拠、手続は今よりはもう少し明確にした方がよろしいんじゃないかという感じがいたします。現状が余りにも、公共団体がということではなくて、行政と市民が、行政と国民がという観点に立ったときには、多少行政にブラックボックスが多過ぎるという点はどうできないかと思えます。そこはやはり現状よりはもう少し、根拠も手続も基準も今よりはもっと明確にする努力を払うべきだろうと思えます。

ただ、現実、ぎりぎりのところでおっしゃるような問題が今なお残っているであろうということは、私どももそれはそれとしてわかります。したがって、その場合に本当はどうするんだと言われれば堅持すべきであると思えます。確認はおりたんだけれども、けれどもというところで世の中で何が行われるかという問題があるわけですから、そこは右から左へ一氣にというのはなかなか難しいというのには現実の問題としてはあるかと思

ます。

○山崎力君 そういった中で、この問題の極めて根本的な問題としてあるのは、まさに先ほどから何回も出てくる言葉で言えば条例という問題だと思えます。地方自治体の自主的判斷をどこまで尊重するか。それが法律に基づいた合理的なものであるのか、憲法の財産権を侵害しない程度のものであるのか、地域の特性をどこまでそういった一般法なものとの絡みで認めるのか、そういったことがますます重大な要素として今後出てくると思えます。

一言で言えば、別の法律ですけれども、用途地域の見直し、それをこれから自治体が行っていつて町づくりをするんだといったときに、そのときに建設省として土地の利用法も含めた建築基準というか、建物の方も含めた基本的なコンセプトがどこにあるのかということが今まで、これは私の個人的な感想ですけれども、どうしても独断者がいなければいい町はできないという言葉があるやうになかなか日本のところではうまくいかなかったという部分で、それを地方に任せていいのかという部分と、国がどこまで関与できるのか。もともとありていへば、これは大臣に最後でお伺いしたいんですが、日本の町づくり、家づくりはかくあるべしというものが国として建設省として地方公共団体に示せるのか。

前にも言いましたけれども、一戸建ての家だったから最低限これだけのスペースがなければ普通の一戸建ての住宅は建てられないんじゃないか。例えば二十坪でも三十坪でも五十坪でもいいです。それが地域によつてはこの間までいいところが相続のために更地にされて分割されてやってくる。いい町づくりというかい町を残すのは相続税を、逆に言えば百坪以下の家は一戸だけだったらそれはもう相続税の対象にしないというくらいは税制があつた方がよっぽどいい町が残ると私は思っているんです。

そういう点を含めて、政治家として、建設大臣として役所と違つた形で、日本の町づくり、家

づくりはかくあるべし、こういった形で役所を指導していきたいという考えをお聞かせ願つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(瓦力君) 山崎委員から大変な御質問でございます。本日最後でございますので、一巡もいたしましたし、多少お答えをさせていただきます。前に、本改正案につきましても、中間検査の導入を初めとする建築規制の実効性の確保のための措置の充実を図つていくところでございますが、確認検査業務の民間開放を行い、限られた体制の中で行政として町づくりの施策に一層力を振り向け得る環境を整えたところでございます。

いずれにいたしましても、この法案の大改正につきましても、これからそれぞれがどういう住まいを考えていき、またどういう町づくりを目指していくのかという委員の今の御質問でございますが、今までの我が国の住宅環境は国際化の中で、先ほど局長の答弁にありましたように百万戸を超える大市場でございます。また、国民もそれぞれがその必要に応じて工夫も凝らしてまいるわけでございまして、確かなものにするために中間検査というようなことも取り組むということでございまして、私はそれぞれの住まいが変わつてくると思うんです。

小川委員から話がありました、大体かわらの載つていけるのは青森まで行きませんが、岩手ぐらいでございまして、青森や北海道になりますと屋根がわらでなくてトタンの方になつていくわけでございまして。地域地域に性能、仕様、いろいろあるわけでございまして、たまたまがかわり、そしてまた家族構成の中で今までの大家族から、いろんな工夫も凝らしていくわけでございまして、ミニマム、約束事はつくつておこうと。

それから、町づくりについては、条例というものを踏まえながら社会を構成していくわけでございまして、自律した特性のある町づくりをしよという自治意識というのは私はほとんどこれから出てくると思うわけでございまして。

もう戦後五十年、今まで考え得なかつた地域社会なり個人のたまたまいいというものが出てくるわけでございまして、私はそれを目指すかということになりますとちよつと想像を超える問題でございまして、そのことの方が楽しみがありまして、また国民の意欲を方々に見ることができるようでございます。また、着せがましいような方向づけは私はできないわけでございまして、大変難しい質問で答えにならないことを申し上げて失礼いたします。

○委員長(関根則之君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

次回は来る六月二日午前九時から開会することとし、これにて散会いたします。

午後四時二十分散会

五月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、建築設備士に対する建築士に準ずる資格創設に関する請願(第一八二六号)(第一八三二号)

一、長良川河口堰(せき)の本格運用中止等に関する請願(第一九〇七号)

一、川辺川ダム建設の中止に関する請願(第一九一五号)

第一八二六号 平成十年五月八日受理
建築設備士に対する建築士に準ずる資格創設に関する請願

請願者 香川県高松市由良町五四五ノ二
黒川照男外四百九十七名

紹介議員 真鍋 賢二君

この請願の趣旨は、第一三七六号と同じである。

第一八三二号 平成十年五月十一日受理
建築設備士に対する建築士に準ずる資格創設に関する請願
請願者 秋田市旭川南町一五ノ三〇 小川

洋太郎外六百二十名

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第一三七六号と同じである。

第一九〇七号 平成十年五月十四日受理

長良川河口堰（ぜき）の本格運用中止等に関する請願

請願者 岐阜市長良福江町一ノ四一 山本

義外百九十九名

紹介議員 小川 勝也君

平成七年七月、長良川河口堰のゲートが閉鎖され、いわゆる本格運用に入ってから、二年半が経過した。ゲート閉鎖、湛水（たんすい）後の事態は地域住民、国民が抱いた危惧（きぐ）や不安が的中し、堰の上・下流での水質の悪化は著しく、底層のヘドロ堆積（たいせき）のためやまとしじみ等はほとんど死滅し、あゆやさつきますは降下、遡上（そじょう）を妨げられ、激減している。利水面についても、建設省・公団等による水需要予測の数値が過大であることが明らかに、長良川河口堰はその必要性の根拠を失っている。このように環境に有害、利水に無用であるのみならず、治水上からも危険である長良川河口堰への継続しての財政支出は現今の財政・経済事情からも無駄であり、国民生活を更に圧迫させる。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

- 一、長良川河口堰の本格運用を直ちに中止し、堰のゲートを開放すること。
- 二、内外の懸念を払拭（ふっしょく）するに足りる公正で厳密な環境アセスメントを実施すること。
- 三、無用な利水のための施設の建設は行わないこと。

第一九一五号 平成十年五月十四日受理

川辺川ダム建設の中止に関する請願

請願者 熊本県人吉市願成寺町九四五ノ四

宮原茂富外五十二名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第十二号中正誤

ページ 段行 誤

一八四九 環境モルモン 環境ホルモン 正

平成十年六月十日印刷

平成十年六月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局